

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月24日
【事業年度】	第25期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）
【会社名】	日本マニュファクチャリングサービス株式会社
【英訳名】	Nippon Manufacturing Service Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小野 文明
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号 東京オペラシティタワー11階
【電話番号】	03-5333-1711（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員コーポレート本部長 末廣 紀彦
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号 東京オペラシティタワー11階
【電話番号】	03-5333-1711（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員コーポレート本部長 末廣 紀彦
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次 決算年月	第21期 平成18年3月	第22期 平成19年3月	第23期 平成20年3月	第24期 平成21年3月	第25期 平成22年3月
売上高 (千円)	13,701,727	15,322,954	16,963,390	14,822,278	11,224,269
経常利益 (千円)	171,122	427,410	542,755	174,000	230,433
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	80,401	234,321	302,015	152,522	230,016
持分法を適用した場合の投資 利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	430,800	430,800	500,550	500,600	500,600
発行済株式総数					
普通株式 (株)	16,438	20,606	21,606	21,608	21,608
A種株式 (株)	2,452	-	-	-	-
純資産額 (千円)	577,019	811,340	1,252,856	1,069,986	1,295,802
総資産額 (千円)	3,572,849	3,937,870	4,218,540	2,832,535	3,117,418
1株当たり純資産額 (円)	30,546.27	39,374.00	57,986.49	52,368.15	64,656.00
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当 額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	500 (-)
1株当たり当期純利益金額又 は当期純損失金額 (円)	4,561.53	11,371.51	14,352.31	7,143.89	11,497.36
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額 (円)	-	-	13,927.40	-	11,334.19
自己資本比率 (%)	16.2	20.6	29.7	37.8	41.3
自己資本利益率 (%)	16.1	33.8	29.4	-	19.5
株価収益率 (倍)	-	-	4.81	-	5.78
配当性向 (%)	-	-	-	-	4.3
営業活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	13,735	311,938	80,687	302,527	352,513
投資活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	45,054	85,245	71,546	21,905	80,105
財務活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	245,354	360,000	19,150	132,298	264,189
現金及び現金同等物の期末残 高 (千円)	1,455,948	1,322,641	1,350,932	894,201	902,419
従業員数 (人)	4,348	4,936	4,977	3,300	3,381

(注) 1. 当社は、子会社である北京日華材創国際技術服務有限公司が非連結子会社であることから、連結財務諸表を作成しておらず、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 子会社である北京日華材創国際技術服務有限公司が非持分法適用会社であるため、持分法を適用した場合の投資利益については、該当事項はありません。

4. 第21期及び第22期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、第24期については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

5. 第24期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

6. 第21期及び第22期の株価収益率については、当社株式が非上場であるため、第24期については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

7. 従業員数は、就業人員であります。

8. 第21期及び第22期の財務諸表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第23期から第25期までについては、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あずさ監査法人の監査を受けております。

9. 当社は、平成18年12月6日付でA種株式1株につき1.7株で普通株式に転換しております。

10. 第22期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

2【沿革】

当社（形式上の存続会社）は、平成2年8月に航空機のリース業を営む会社として、「オーキッド・エアロスペース株式会社」の商号で設立されました。その後、平成8年3月に有限会社に組織変更を行い、平成15年3月以降については営業活動を休止し、平成15年12月に商号を「株式会社ジャフコ・エスアイジーNO.2」に変更いたしました。さらに、平成16年7月に商号を「NMSホールディング株式会社」に変更し、当社の実質上の存続会社である当時の「日本マニファクチャリングサービス株式会社（以下旧NMS）」の株式を発行済株式総数の84.1%取得し、平成16年10月に「NMSホールディング株式会社」の子会社である旧NMSを吸収合併すると共に、商号を「日本マニファクチャリングサービス株式会社」に変更し、現在に至っております。

（形式上の存続会社のMBOまでの沿革）

年月	変遷の内容
平成2年8月	東京都港区に資本金1,000千円にてオーキッド・エアロスペース株式会社を設立し、航空機のリース業を行う
平成8年3月	株式会社から有限会社に組織変更
平成15年3月	営業を休止し休眠会社となる
平成15年12月	株式会社に組織を変更、商号を株式会社ジャフコ・エスアイジーNO.2に変更
平成16年7月	NMSホールディング株式会社に商号変更 実質上の存続会社である日本マニファクチャリングサービス株式会社の経営陣による同社のMBOの一環として、同社の発行済株式総数の84.1%取得、子会社化
平成16年10月	子会社である旧NMSを吸収合併、商号を日本マニファクチャリングサービス株式会社に変更、MBOを完了

（実質上の存続会社のMBOまでの沿革）

年月	変遷の内容
昭和60年9月	埼玉県上尾市に資本金4,000千円にて株式会社テスコを設立
昭和62年11月	埼玉県大宮市桜木町に本店を移転
平成2年8月	栃木県小山市に小山営業所（現 小山支店）を第1号の営業拠点として開設
平成7年11月	商号をテスコ株式会社に変更 埼玉県大宮市宮原町へ移転
平成10年9月	株式会社ヘリオスを吸収合併
平成11年9月	東京都渋谷区に本社を移転
平成11年10月	テクノブレイ株式会社アウトソーシング事業部の営業権を譲受 （第1号の工場である佐原工場（現 千葉テック）を含む9拠点）
平成11年11月	商号をテスコ・テクノブレイ株式会社に変更
平成12年9月	商号を日本マニファクチャリングサービス株式会社に変更
平成15年4月	中華人民共和国北京市に北京オフィスを開設
平成16年7月	中華人民共和国北京市に現地法人設立：北京日華材創国際技術服務有限公司
平成16年10月	NMSホールディング株式会社が当社の株式を取得し、合併と同時に日本マニファクチャリングサービス株式会社に商号変更し、MBO完了

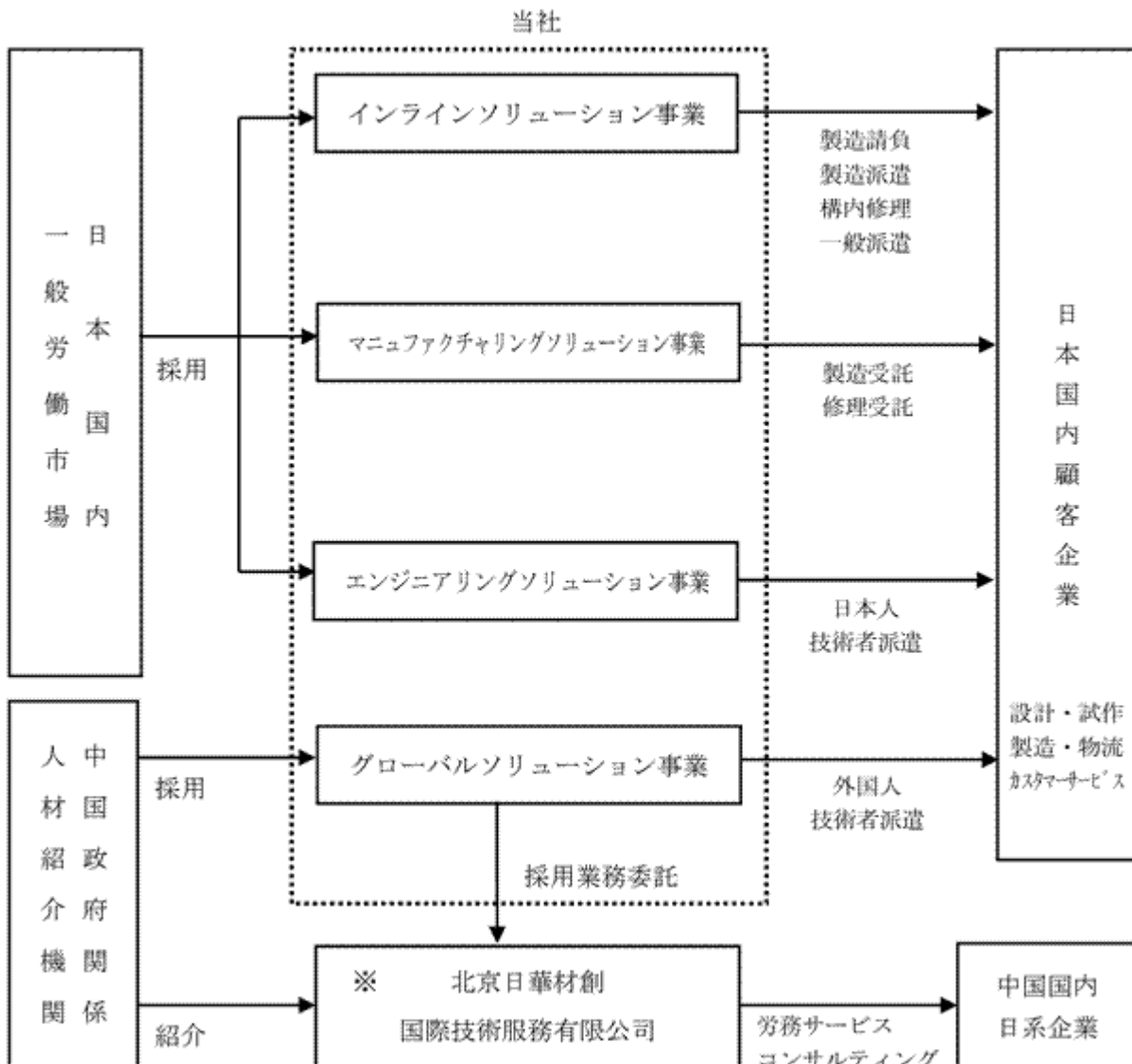
（MBO実施後の当社の沿革）

年月	事項
平成16年10月	形式上の存続会社であるNMSホールディング株式会社に吸収合併され、NMSホールディング株式会社の商号を日本マニファクチャリングサービス株式会社（本店所在地 東京都新宿区）に変更（MBO完了）
平成19年10月	ジャスダック証券取引所（現 大阪証券取引所 JASDAQ市場）に株式を上場
平成20年8月	ベトナム社会主義共和国ホーチミン市にベトナム駐在員事務所を開設

3【事業の内容】

当社は、製造業の戦略的パートナーを標榜し、製造アウトソーシング事業を展開しております。事業コンセプトを「マニファクチャリングサービス」と定義し、製造業のモノづくりを「設計・開発、試作・評価、生産・品質管理、検査、修理・CS」と各段階でトータルにサポートしております。当社は、取引先の生産プロセスに着目し、製造・修理の分野において取引先の構内で人材の提供と製造ラインの管理を請負う「インラインソリューション事業（IS事業）」、製造・修理の分野において自社テック（自社工場）で受託する「マニファクチャリングソリューション事業（MS事業）」、設計・開発の分野において日本人技術者を派遣する「エンジニアリングソリューション事業（ES事業）」、メーカーの日本または海外でのモノづくりに外国人技術者を派遣する「グローバルソリューション事業（GS事業）」の4つの事業を有しております。事業間の相乗効果を発揮しながら取引先にトータルなアウトソーシングソリューションの提供を行っております。また、社内に「人材のSCM(サプライチェーンマネジメント)」を構築し、事業間を越えて人材を活用・育成することで人材の有効活用と、より有能な人材の提供を目指しております。なお、北京日華材創国際技術服务有限公司については、GS事業の中国拠点として活動しております。以下に、各事業の事業系統図を記載いたします。

[事業系統図]



北京日華材創国際技術服务有限公司は、当社子会社ではありますが、非連結子会社且つ非持分法適用会社であります。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1)提出会社の状況

平成22年3月31日現在

	従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与 (千円)
一般社員	168	39.5	4.6	4,201
現場社員	3,213	33.7	2.2	2,485
合計又は平均	3,381	34.0	2.3	2,598

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 一般社員は販管部門、現場社員は原価部門の社員を記載しております。

(2)労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、前事業年度に生じたリーマンショックとその後の世界経済の混乱が落ち着きを取り戻し、中国、アジア新興国を始めとする海外需要の一部に成長が見られるようになる等、最悪期を脱したというコンセンサスが形成されつつある中で推移してまいりました。しかしながら、一方で各種経済指標は、依然として厳しい水準に留まっており、予断を許さない為替動向、更なるデフレ経済の進展、改善の進まない雇用情勢、低迷する設備投資等、景気の先行きをポジティブに捉える機運は高まる気配はなく、閉塞的な経済状況が完全に払拭される状況には至っておりません。

また当業界は、メーカー各社による在庫調整が一服するものの、製造派遣の派遣期限到来を巡る「2009年問題」に加え、民主党を中心とする連立政権の掲げた「製造派遣の原則禁止」が閣議決定される等、厳しい事業環境を招来することとなりました。メーカー各社は、製造派遣が原則禁止された場合の具体的対策として、生産拠点の海外移転、パートナー企業への委託（請負化）、自社での非正規社員雇用といった選択肢の中から最適解を導かねばならない状況にあります。中国、アジア新興国が製造拠点としての存在感を強め、国際的コスト競争が一層激烈化する中、メーカー各社は、中期的拠点政策について高度な経営判断を求められる局面に至っております。

このような状況のもとで、当社は、「マニファクチャリングサービス」という事業戦略コンセプトに基づき、中期経営計画に定めた「主力事業であるインラインソリューション（IS）事業の事業体質の改善とマニファクチャリングソリューション（MS）事業、エンジニアリングソリューション（ES）事業、グローバルソリューション（GS）事業の事業成長」に鋭意努力いたしました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高11,224百万円（前年同期比24.3%減）、営業利益234百万円（前年同期比27.5%増）、経常利益230百万円（前年同期比32.4%増）、当期純利益230百万円（前年同期は当期純損失152百万円）となりました。

事業部門別の業績は次のとおりであります。

IS事業におきましては、前事業年度に生じたクライアントメーカー各社の急激且つ大規模な在庫調整要請（派遣社員の雇い止め、生産数量の圧縮等）が当事業年度において一服することとなりました。メーカー各社は、前述のとおり製造派遣禁止後の対応を検討しており、製造拠点の海外シフトに向けて国内拠点を閉鎖するメーカー、自社での非正規社員雇用へ切替えを進めるメーカーがある中、当社をご指名いただき請負化を進めるメーカーも多数あり、当社は既存顧客はもとより新規顧客に対しても積極的に請負化提案を進めてまいりました。具体的には、製造派遣の原則禁止に対する「製造派遣禁止対策セミナー」を東京、大阪を始めとする全国6都市にて開催し、請負化を検討する顧客の獲得を進めてまいりました。当該施策により、当社の豊富な請負化実績、請負化に向けての具体的な提案等が評価され、受注拡大を図ることができました。この結果、売上高は7,936百万円（前年同期比28.5%減）となりました。

MS事業におきましては、当事業年度において「テック（自社工場）を活用した収益性の高いビジネスの展開」を経営方針として掲げ、積極的に新規事業分野の開拓活動も進めてまいりましたが、業績拡大に直接寄与する有望業務受注には今一步及ばない状況にて推移してまいりました。しかしながら、厳しい事業環境のもとでも既存の修理業務においては家庭用ゲーム機、携帯電話等で取扱業務範囲、取扱数量を維持、拡大する等、一定の健闘を見せてまいりました。特に携帯電話の修理業務は、メーカーからの更なる拡充要請を受け、中部地区に2拠点目（当社7拠点目）となる名古屋テックを新設するに至りました。この結果、売上高は2,526百万円（前年同期比11.0%増）となりました。

ES事業におきましては、前事業年度同様に事業拡大を目指して新規顧客獲得のための積極的な営業活動も図ってまいりましたが、当事業年度においては技術者派遣事業の需要拡大が望めない状況にて推移いたしました。有能な技術者確保が当該ビジネスモデルの競争条件であることから、国に対して雇用調整助成金を申請する等、十分な事業拡大が図られない中でも雇用の維持にも努めてまいりました。この結果、売上高は408百万円（前年同期比39.7%減）となりました。

GS事業におきましては、メーカー各社が円高を始めとする経済環境の変化の中でワールドワイドに生産体制の見直しを進めており、外国人技術者の国内拠点での起用方針に変更が生じる等、厳しい状況にて推移してまいりました。一方、当社は、メーカー各社が中国、ASEAN地区へ生産拠点をシフトすることを前提とし、国内のみならず、海外でも当社の請負力を生かしたビジネスの展開を標榜し、中国、ASEAN諸国での「The UKEOI（グローバルフィールドでの請負）」を早期に実現すべく、その準備を進めてまいりました。この結果、売上高は352百万円（前年同期比54.2%減）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ8百万円増加し、当事業年度末では902百万円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は、以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は352百万円（前年同期は302百万円の使用）となりました。これは主に売上債権が

240百万円の増加となりましたが、税引前当期純利益が203百万円となり、賞与引当金が137百万円、未払金が124百万円がそれぞれ増加したこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は80百万円(前年同期比265.7%増)となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出が88百万円となったこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は264百万円(前年同期比99.7%増)となりました。これは主に短期借入金の純減額が250百万円となったこと等によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績及び受注実績

当社は、製造アウトソーシング事業を主な事業として営んでおります。その大部分は、請負業務・派遣業務であり、生産実績及び受注実績の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2) 販売実績

当事業年度における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門	当事業年度 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日	
	販売高(千円)	前年同期比(%)
インラインソリューション(I S)事業	7,936,482	71.5
マニファクチャリングソリューション(M S)事業	2,526,196	111.0
エンジニアリングソリューション(E S)事業	408,896	60.3
グローバルソリューション(G S)事業	352,692	45.8
合計	11,224,269	75.7

(注) 1. 最近 2 事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)		当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
シャープドキュメントシステム株式会社	856,182	5.8	1,182,500	10.5

(注) 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当社は、リーマンショック以降において経営規模が縮小し、成長軌道の見直しを図られた現状において、改めて一定規模の拡大を図っていくことを対処すべき課題の第一と認識しております。よって、規模拡大につながる事業課題を的確に解決していくことにプライオリティーを置くことといたします。まずは、「請負力を活かした国内、海外での新規顧客開拓」、「MS事業における新規ビジネスの開発」の2点の実現が求められます。

請負力を活かした国内、海外での新規顧客開拓

当社は、製造派遣の原則禁止という労働者派遣法の改正を踏まえ、クライアントとなる日本のメーカー各社に対してモノづくり力を有する戦略的パートナーとして請負化を積極的に提案してまいります。

製造派遣が常用型雇用を除き原則的に禁止される見通しとなった現在、メーカー各社はこれまでの製造派遣契約の見直しを迫られております。即ち、「自社での直接雇用に切り替える」、「これを機に中国、東南アジア等の労働コストの低廉な地域に生産拠点を移設する」、「コンプライアンスに優れ、モノづくり力を有する企業との請負契約に切り替える」といった選択肢の中から最適解を導くことが必要となっております。当社は、国内での豊富な請負事例をもとに顧客のニーズに合わせた製造請負を実現してまいります。特に請負化に向けての円滑な移行は、これまで培った請負化ノウハウだけでなく、テック（自社工場）の有する工場運営ノウハウも注入し、顧客満足度の高い請負化を実現いたしてまいります。

また、国内での請負を選択することなく、海外に生産拠点を移設するメーカーに対しても海外での請負「The UKEOI」を2年間に亘って準備してきた経験を活かし、積極的に受注獲得を目指します。既に国内での請負力をご評価いただき、共に海外での拠点立上げを進めるクライアントメーカーもあり、当該ニーズへの対応は、今後重要な経営課題となってくるものと認識しております。

当社は、国内、海外のいずれにおいてもメーカー各社が安心して請負化を進めていくことのできるパートナーとして既存顧客に限らず、新規顧客に対して積極的な営業活動を展開していきます。当事業年度において東京、大阪を始めとして全国各地で6回開催し、好評を博した「製造派遣禁止対策セミナー」を今後も地道に開催し、既存顧客、新規顧客のニーズを的確に捉え、新規受注の開拓を進めます。

MS事業における新規ビジネスの開発

当社は、製造分野での人材ビジネス企業としては極めて稀有な戦略の一つとして、テック（自社工場）を活かしたモノづくり機能を内外に現してまいりました。これまで当該事業をMS事業として位置付け、経営資源を集中させてきた結果、リーマンショック以降のメーカー発注が大幅に落ち込む経済環境においても当該事業は一定の成長を残すことができました。

しかしながら、当社が中期経営計画にて目指す更なる成長シナリオにおいては、当該事業分野にて新規性の高いビジネスを取り込むことが喫緊の課題であると認識しております。当事業年度においてもブランドを有するファブレスメーカーと生産ラインを有する大手メーカーをつなぐ新たなビジネスモデルを考案したり、白物家電分野でのリコール対応等、フィールド修理分野への参入も図ってまいりましたが、当該事業の柱となるほどの規模拡大には至っていない状況であります。

今後は、修理事業としての受託アイテム数を増やすと共に、機動力に優れる当社のテック（自社工場）を活かす新たな事業分野での業務拡大を目指してまいります。特にデジタル製品の修理業務に関しては、当事業年度において、積極的にデジタル修理技術のノウハウ蓄積を進めます。業界他社に先駆けて前事業年度末に設立したEMSテクニカルセンターを活かし、修理技術を有する付加価値の高い人材の供給も並行して進めてまいります。

また、IS事業を進める「The UKEOI」とも連動し、国内での修理事業に関わらず海外でのデジタル修理事業の受託も視野に入れ、事業展開のためのフィジビリティスタディを経て事業開始準備を進めてまいります。

4【事業等のリスク】

当社の事業等に関するリスクについて、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項は以下のとおりであります。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、本書提出日（平成22年6月24日）現在において当社が判断したものであります。

（1）法的規制等について

当社の主力事業であるI S事業は、取引先構内での製造請負事業と製造派遣事業にて構成されております。製造請負事業につきましては、管轄省庁の許認可を必要とせず、労働省告示第37号にて示される労働者派遣との区分に則り、事業を推進しております。一方、製造派遣事業は、労働者派遣法に準拠して厚生労働大臣への届出を必要とする事業となっております。今般、労働者派遣法の改正が取り沙汰されており、製造業への派遣が常用型派遣に限って認められる見通しとなっております。当社は、I S事業の推進にあたって、請負化を事業方針としており、担当業務の特質、取引先の意向等を勘案し、取引先と十分に協議を行った上で各地方労働局より発布されている

「適正請負にかかる自主点検ガイドライン」に準拠した入念なチェックを実施する等、遵法に対応しております。

しかしながら、労働局等所轄官庁が当社取引先及び当社の運用実態に対して基準を満たしていないと結論付けた場合には、取引先及び当社に対する是正勧告、業務改善命令、事業停止命令等の行政指導が発せられる恐れがあります。そうした指導を受けた場合、当社の経営、業績にも重大な影響が及ぶ可能性があります。

また、現行法令の改正やその運用方法の見直し等により、請負会社に対する規制強化が図られた場合には、取引先及び業務請負会社である当社に対して、より高度なコンプライアンス体制が求められる可能性があります。

（2）取引先企業の生産変動について

当社の主力事業であるI S事業における製造派遣、製造請負及びM S事業における製造受託においては、当社取引先メーカーの生産状況に合わせてソリューションサービスを提供しております。当社は、メーカーの意向に従って増産、減産といった生産変動に対応することでメーカー側のコスト構造をより変動費化する役割を担っております。現在、当社の最も取引量の多い取引先業種は、エレクトロニクス分野のメーカーであります。当該業界の企業は、国内に留まらず全世界に製品を出荷しており、出荷先の景気動向が生産数量に大きな影響を及ぼす状況となっております。また近年のデジタル化技術の進展に伴い、製品ライフサイクルの短縮化とコストダウンスピードの迅速化が求められており、生産変動は頻繁に生じております。さらに取引先メーカーは、労働者派遣法改正、為替変動、コストダウン要請等の課題も抱えており、グローバルな視点での生産拠点最適化を模索しており、生産拠点自体の統廃合も戦略的、機動的に行なわれております。

こうした取引先の生産動向の変化や生産拠点戦略の変更等は、今後も規模の大小を問わず常に生じるものと考えられます。取引先企業の大規模且つ急激な生産変動が生じた場合には、当社の業績に多大な影響を及ぼす可能性があります。

（3）現場社員の育成・確保について

平成22年3月31日現在、当社においては3,200人を超える現場社員を雇用しておりますが、取引先からのニーズ、給与水準、他を総合勘案した結果、その大半を20代前半から30代前半にかけての若年層にて構成しております。しかしながら、我が国の若年人口は、出生率の低下もしくは少子化によって昭和60年代から減少しており、今後、この傾向は長期にわたって続くことが厚生労働省人口問題研究所などによって予測されております。また、若年ゆえの職業意識の欠如、技能スキル・経験の不足等、生産性向上の障害となる事象も散見され、絶え間ない指導・育成体制の構築が求められております。

こうした若年人口の減少傾向下での若年現場社員確保策として、当社は携帯電話を活用した応募サイトを活用する等の新しい採用ルートを開発し、人材確保の改善を図っております。また、若年現場社員の職業意識の向上と技能スキル向上等につながる人事制度（評価制度、給与制度、表彰制度、教育制度、他）を構築し、社員育成を図っていくことを計画しております。

特に当社が標榜する請負化推進は、労働者派遣法の改正に対しても有効な処方箋ではありますが、有能なモノづくり人材を確保することが大前提となるため、一定水準の現場社員の育成、確保が一層求められていくものと考えます。

以上を踏まえ、当社は請負化を推進し、モノづくりにより深く関与していく過程で現場社員の確保・育成のための施策を的確に展開してまいります。しかしながら、当該施策が目論見どおり機能せず、当社の求める人材の確保や育成が計画通りに進まない場合においては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 労働災害等のリスクについて

当社の推進するIS事業、MS事業は、取引先メーカーの工場構内、自社テック（自社工場）等において、製造請負、製造派遣を行っております。製造請負においては、取引先企業との業務請負契約によって取引先企業の生産量や生産期限、品質あるいは取引先企業の備品を使用するにあたっての備品管理といった領域まで責任を負っております。一方、製造派遣は法律上、人材を取引先メーカーに派遣し、派遣した人員の指揮命令等の労務管理が派遣先に委ねられる形態となっております。

両取引形態は、業務を遂行する現場社員が労働災害に見舞われた場合において責任主体が異なり、製造派遣においては取引先企業がその損害についての責任を負うのに対し、製造請負は請負会社が責任を負うこととなります。

当社は、こうした労働災害の責任を問われることが多くとも、モノづくりを主体的に行うことのできる製造請負を積極的に展開しております。労働災害に関しましては、基本的に労働保険の適用範囲内で解決されるものと考えておりますが、当社の瑕疵が原因で発生した労働災害において、被災者が労働保険の適用を超えて補償を要求する等、訴訟問題に発展した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) MBOファンドが筆頭株主であることについて

当社は、ベンチャーキャピタルである株式会社ジャフコが運営する「ジャフコ・パイアウト2号投資事業有限責任組合」及び「JAFCO Buyout No.2 Investment Limited Partnership(Cayman)L.P.」の2つのMBOファンドから出資を受け、平成16年10月にMBOを実施いたしました。その後、当社がジャスダック証券取引所（現 大阪証券取引所 JASDAQ市場）への上場を果たしたこともあり、平成22年3月31日現在の当該2ファンドによる合計株式保有比率は合計37.3%に低下することとなりましたが、依然として筆頭株主の地位にあります。

当該2ファンドは、純投資を目的とする投資ファンドであることから、今後もキャピタルゲインの極大化を使命として売却時期を模索してくることになります。当該2ファンドの解散期限は、平成26年12月31日であり、当該時期が近づけば一層売却インセンティブが高まり、現行の経営体制の存続是非を問うことなくキャピタルゲインだけを追求する場面に到来することも想定されます。

このように現在の当社筆頭株主である当該2ファンドの特性を踏まえた時、株主構成が劇的に変化することも予想され、結果として、現行の経営体制が変更されることも想定されます。その場合、当社のビジネスモデル、経営体制をはじめ当社企業価値等に大きな変化が生じる可能性があります。

(6) 取引先メーカー及び応募者等の情報管理について

当社は、当社が展開する事業の特性上、取引先メーカーの生産計画や新製品の開発にかかわる機密性の高い情報に接することがあります。また、3,200人を超える現場社員を維持、増加させる過程で生じる応募者及び退職者を含めた社員の個人情報を知りうる立場にあります。従いまして、これらの情報管理はきわめて重要であると認識しております。

取引先メーカーから得る企業情報に関しては、当社社員に対して入社時における秘密保持の誓約書を提出させ、その上で当社と取引先メーカーとの間で業務委託契約を締結し、機密情報の管理の徹底を図っております。

また、社員の入退社の際に得る個人情報に関しては、入社前の採用活動段階よりその取り扱いには十分に留意しており、採用候補者に対しては採用試験の可否結果判明後の履歴書等の保管または廃棄にかかる対応方法について本人の意思確認をする等、個人毎の情報管理の徹底を図っております。

このように当社では、秘匿性の高い企業情報、個人情報の情報管理に万全を期していると考えておりますが、何らかの要因で当社から取引先メーカーの企業情報や個人情報が漏洩した場合には、当社の信用が失墜し、業績にも悪影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 当社は中華人民共和国における高技能人材の育成及び人材派遣事業の研究と推進に関して、北京五同教育培训中心及び北京日華材創国際技術服务有限公司と契約を締結することによって当社の中国ビジネスの展開をしております。

相手方の名称	国名	契約内容	契約期間
北京五同教育培训中心 北京日華材創国際技術服务有限公司	中国	ものづくりに関する技術・ノウハウ活用による教育（OFF-JT）の実施及び日本の人材派遣事業のビジネスモデルを活用した教育（OJT）の実施（包括契約）	平成17年6月18日 （契約締結日）から 期限の定めなし

(2) 当社は、平成22年4月20日開催の取締役会において、株式会社志摩電子工業の全株式を取得し、同社を子会社化することについて決議し、株式譲渡契約を締結いたしました。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日（平成22年6月24日）現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表を作成するにあたり重要となる会計方針については、「第5 経理の状況 1 財務諸表の作成方法について」に記載されているとおりです。財務諸表の作成においては、過去の実績やその時点で合理的と考えられる情報に基づき、会計上の見積りを行っておりますが、見積りには不確実性が伴い実際の結果は異なる場合があります。

(2) 当事業年度の経営成績の分析

損益の状況

当業界は、メーカー各社による在庫調整が一服するものの、製造派遣の派遣期限到来を巡る「2009年問題」に加え、民主党を中心とする連立政権の掲げた「製造派遣の原則禁止」が閣議決定される等、厳しい事業環境を招来することとなりました。メーカー各社は、製造派遣が原則禁止された場合の具体的な対策として、生産拠点の海外移転、パートナー企業への委託（請負化）、自社での非正規社員雇用といった選択肢の中から最適解を導かねばならない状況にあります。中国、アジア新興国が製造拠点としての存在感を強め、国際的コスト競争が一層激烈化する中、メーカー各社は、中期的拠点政策について高度な経営判断を求められる局面に至っております。

このような状況のもとで当社は「マニファクチャリングサービス」という事業戦略コンセプトに基づき、中期経営計画に定めた「主力事業であるI S事業の事業体質の改善とM S事業、E S事業、G S事業の事業成長」に鋭意努力いたしました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高11,224百万円（前年同期比24.3%減）、営業利益234百万円（前年同期比27.5%増）、経常利益230百万円（前年同期比32.4%増）、当期純利益230百万円（前年同期は当期純損失152百万円）となりました。

財政状態の分析

（流動資産）

流動資産合計は、前事業年度末に比べ274百万円増加し、2,831百万円となりました。主な要因としては、売掛金が240百万円増加したこと等によります。

（固定資産）

固定資産合計は、前事業年度末に比べ9百万円増加し、285百万円となりました。主な要因としては、敷金及び保証金が23百万円減少したものの、有形固定資産が機械及び装置等の増加により35百万円増加したこと等によります。

（流動負債）

流動負債合計は、前事業年度末に比べ59百万円増加し、1,821百万円となりました。主な要因としては、短期借入金が250百万円減少したものの、賞与引当金が137百万円、未払金が124百万円それぞれ増加したこと等によります。

（純資産）

純資産合計は、前事業年度末に比べ225百万円増加し、1,295百万円となりました。主な要因としては、当期純利益が230百万円の計上となったこと等によります。

キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローの状況については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」をご参照下さい。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の経営成績は、以下の事項の発生によって重要な影響を受ける可能性があることを認識しております。

取引先企業の生産変動

当社の主力事業であるI S事業における製造派遣、製造請負及びM S事業における製造受託においては、当社取引先メーカーの生産状況に合わせてソリューションサービスを提供しております。当社は、メーカーの意向に従って増産、減産といった生産変動に対応することでメーカー側のコスト構造をより変動費化する役割を担っております。現在、当社の最も取引量の多い取引先業種は、エレクトロニクス分野のメーカーであります。当該業界の企業は、国内に留まらず全世界に製品を出荷しており、出荷先の景気動向が生産数量に大きな影響を及ぼす状況となっております。また近年のデジタル化技術の進展に伴い、製品ライフサイクルの短縮化とコストダウンスピードの迅速化が求められており、生産変動は頻繁に生じております。さらに取引先メーカーは、労働者派遣法改正、為替変動、コストダウン要請等の課題も抱えており、グローバルな視点での生産拠点最適化を模索しており、生

産拠点自体の統廃合も戦略的、機動的に行なわれております。したがって、取引先メーカーにおいて生産数量の変動、生産地の見直しを始め、各種生産にかかる会社方針が変化することによって当社の経営成績も重要な影響を受ける可能性があります。

取引先企業の求める現場社員数及びスキルの確保

当事業の維持・成長にとって最も重要なポイントは、現場社員数の適正確保であります。とりわけＩＳ事業においては、取引先企業の求める人材を適宜、適正数確保できなければビジネスとして成立しない特性を有しております。また、当社が標榜する請負化推進は、有能なモノづくり人材を確保することが大前提となるため、一定スキルを有する現場社員の育成、確保が必要となります。したがって、現場社員数の適正確保と適正スキルの育成、確保が事業運営上の重要なファクターとなってまいります。新規受注案件において採用活動が不調にいたり、既存客先において見込み以上の退職者が発生した場合等で現場社員数の適正数確保が図れない時、また2009年問題への対応として請負化を推進するにあたって生産管理、品質管理等のモノづくりノウハウを有する人材を確保できない時において、当社は経営成績に重要な影響を受ける可能性があります。

(4) 経営戦略の現状と見通し

当社は、経営の基本方針でも掲げているとおり、平成23年3月期から平成25年3月期までの3カ年の中期経営計画において「マニファクチャリングサービス」を当社の事業ドメインとして位置付け、以下を戦略の基本コンセプトとしてまいります。

- ・メーカーの生産プロセスに応じてトータルにサポートする為に4つのソリューションを提供する

ＩＳ事業は、「取引先の構内（造語として「インライン」とした）で発生する様々な課題に対して優秀な人材とノウハウを持って問題解決する」事業として従来型の人材派遣や製造請負とは一線を画すことを目指しており、規模の拡大よりも事業の質を追求し、当社の特徴でもある「出来高請負サービス」を拡充させることで収益性を高めていきます。「製造派遣の原則禁止」は、常用型派遣形態を除き製造分野での派遣を原則的に禁止するものでありますが、当社の現場社員全てが期間の定めのない常用型雇用形態となっていることから、製造派遣の適法性は既に確保されております。しかしながら、モノづくり現場でのメーカーとの協業においては、製造派遣形態よりむしろ製造請負形態によってより高度に発揮されるものであると当社は考えており、同業他社に対する差別的優位性を生かして今後も請負化を積極的に推進してまいります。また、日本国内に留まらず中国、東南アジアを始めとした日本のメーカー各社が生産拠点の移行を進める地域においても同質の請負サービスを提供できるよう準備を進めております。当社は、日本で生まれた製造分野での請負を「The UKEOI（グローバルフィールドでの請負）」と名付け、中期的に当該サービスを積極的に拡大してまいります。こうした日本メーカーに対するモノづくり力を前提とした対応こそがメーカー各社からの信頼を得て、メーカーの戦略的パートナーとなりうる道であると当社は考えており、これまで以上に高品質なマニファクチャリングサービスを提供していくことを中期のＩＳ事業の経営戦略と位置づけております。

ＭＳ事業は、「取引先の構内では解決できない様々な課題を「テック（自社工場）」の有する技術、ノウハウを駆使して問題解決する」事業と定義され、「マニファクチャリングサービス」を最も具現化した事業と位置づけております。当社は、同業他社に真似のできない当該事業に対して経営リソースの重点配分を図り、当該中期において事業拡大を加速してまいります。ＭＳ事業は、当社が向上を目指す「モノづくり力」分野において技術的ノウハウの蓄積が最も図ることができる事業であり、当該事業で培ったモノづくり力をメーカー各社の現場（インライン）にて発揮する等、地域でのモノづくり機能においてＩＳ事業の各製造現場に対する旗艦拠点としての役割も果たしてまいります。また、ＭＳ事業の主力となる修理事業は、日本に残る製造機能として認識されていることから、家庭用ゲーム機、携帯電話等の既存デジタル機器分野での修理技術の一層の蓄積を図りつつ、新たな修理ビジネス分野を模索してまいります。さらには、EMSテクニカルセンターに配備したSMTラインの稼働を高める等、基板実装分野での業務開拓も進める等、新規ビジネスへの参入も積極的に進めます。特にブランドを有するファブレスメーカー、生産ラインを有する大手メーカーをつなぐビジネスモデルも進化させ、潜在需要を掘り起こしてまいります。

ＥＳ事業は、平成17年4月より開始した日本人技術者の派遣事業であります。当社は、これまで後発企業であることを認識し、「ＩＳ事業やＭＳ事業との事業連携が図れる技術分野へ特化すること」を基本とし、「製造分野にも精通する技術集団を構築し、付加価値の高い受託開発分野を開拓する」、「モノづくりに必要不可欠な生産技術、試作評価分野へ新卒技術者を派遣する」という基本方針のもとで事業展開してまいりました。こうした事業展開にて培った経験を踏まえ、今後、中期的には「単なる技術者の人材派遣事業」から「請負業務を含めた総合的な技術関連ソリューション事業」への転換を目指します。ＩＳ事業、ＭＳ事業との事業シナジーが発揮されることを第一とし、電気・機構（メカ）系の技術領域とソフトウェア技術領域の経営資源を集中させるべき分野と認識し、事業規模と保有人材のバランスを踏まえた実践を進めてまいります。また、一方で足下の業績を確保することも当該事業の経営課題と認識し、需要拡大が望めない状況下、ＧＳ事業との連携による採算性の改善を図ります。

ＧＳ事業は、「メーカーがグローバル戦略を実行する中で発生する様々な課題を解決する」事業と位置づけ、これまで中国で優秀な大卒技術者やキャリア技術者を採用し、日本のメーカーの技術開発部門へ派遣するというビジ

ネスモデルを展開してまいりました。しかしながら、技術者派遣事業の需要収縮に伴い、外国人技術者のニーズが低下したこともあり、当該事業においても採算性改善を当面の経営目標に切り替え、E S事業との連携による経営資源の効率化を実現いたします。今後は、海外生産を進める日本メーカーを支援する各種ビジネスを検討し、「The UKEOI」を始めとする新たなビジネスチャンスを探索しながら「日本のモノづくり」を支えてまいります。

当社は上記のとおり4つのソリューション事業を戦略的に事業成長させることで事業間シナジーを発揮し、日本のモノづくりインフラの再構築に貢献できる事業を推進してまいります。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の資金状況は、現金及び現金同等物が前事業年度に比べ8百万円増加し、当事業年度末においては902百万円となりました。これは、営業活動によるキャッシュ・フローにおいては、税引前当期純利益が黒字化したこと等により352百万円の獲得となり、投資活動によるキャッシュ・フローにおいては、有形固定資産の取得等により80百万円の使用となったこと、財務活動によるキャッシュ・フローにおいては、短期借入金の返済等により264百万円の使用となったことによります。

当事業年度において借入金が減少いたしました。資金調達余力は十分に保有しており、今後の事業展開等の資金需要に対する資金は、現時点で十分に確保しております。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社は、当社を取り巻く経営環境が極めて厳しいものであることを認識し、経済情勢、顧客動向、業界環境、法規制整備状況他、会社業績に影響を及ぼす外部環境の変化に対する感度を究極まで高め、先を見通した機動的な施策を適宜展開していくことを経営の基本スタンスといたします。加えて、当社に直接且つ直近に甚大な影響が生じる労働者派遣法の改正、取引先メーカーの海外移転といった当業界固有の経営課題を社内にて共有化し、対応方針の意思決定に齟齬をきたさぬよう会社を挙げて的確な情報収集に努めてまいります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度における当社の設備投資額は91,704千円となり、その主な設備目的はMS事業部門におけるものとなります。

その主な投資は、国内における基板実装サービスの拠点として、岩手テック（岩手県一関市）の機械設備の増設（43,455千円）、ならびにEMSテクニカルセンター（宮城県岩沼市）の機械設備の新設（33,304千円）を行ったものであります。

2【主要な設備の状況】

平成22年3月31日現在

事業所名 (所在地)	事業部門	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
			建物	機械及び装置	工具、器具 及び備品	合計	
岩手テック (岩手県一関市)	MS事業	工場設備	3,249	8,814	3,655	15,719	171
宮城テック (宮城県岩沼市)	MS事業	工場設備	20,710	-	549	21,260	110
EMSテクニカル センター (宮城県岩沼市)	MS事業	工場設備	31,167	17,148	1,041	49,357	21
本社 (東京都新宿区)	-	本社機能	10,119	-	1,482	11,602	30

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 現在休止中の設備はありません。

3. 事業所は賃借であります。帳簿価額のうち「建物」には建物附属設備が含まれております。

4. 上記の他、主要なリース設備として、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	数量	リース期間	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
本社 (東京都新宿区)	ソフトウェア	一式	H16.9~H22.3	28,803	-

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	82,400
計	82,400

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成22年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成22年6月24日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	21,608	21,608	大阪証券取引所 (JASDAQ市場)	当社は単元株制度は採用しておりません。
計	21,608	21,608	-	-

- (注) 1. 普通株式は完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
2. 「提出日現在発行数」欄には、平成22年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
3. 事業年度末現在の上場金融商品取引所はジャスダック証券取引所であります。ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い平成22年4月1日付けで大阪証券取引所(JASDAQ市場)に上場となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年3月10日臨時株主総会決議（平成18年3月10日臨時取締役会決議）		
	事業年度末現在 （平成22年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成22年5月31日）
新株予約権の数（個）	101（注）1	101（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	101（注）2	101（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	60,000（注）3	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年3月13日 至平成28年3月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 60,000 資本組入額 30,000	同左
新株予約権の行使の条件	<p>(イ) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。但し、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。</p> <p>(ロ) 新株予約権発行時において当社または当社子会社の取締役、監査役および従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関連会社の役員または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。</p> <p>(ハ) 当社が普通株式を東京証券取引所、日本証券業協会その他これに類する国内の証券取引所に上場している場合に行使できるものとする。</p> <p>(ニ) その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡またはこれに担保権設定することを認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株であります。
2. 新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者に係る新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。
3. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1 円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行（新株予約権の行使の場合および平成14年4月1日改正前商法に定める新株引受権証券ならびに同法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。）または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成19年6月27日定時株主総会決議（平成19年7月20日定時取締役会決議）		
	事業年度末現在 （平成22年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成22年5月31日）
新株予約権の数（個）	12（注）1	12（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	12（注）2	12（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	150,000（注）3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年7月21日 至 平成29年6月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 150,000 資本組入額 75,000	同左
新株予約権の行使の条件	<p>(イ) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。但し、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。</p> <p>(ロ) 新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関連会社の役員または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。</p> <p>(ハ) 当社が普通株式を東京証券取引所、日本証券業協会その他これに類する国内の証券取引所に上場している場合に行使できるものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡またはこれに担保権設定することを認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	（注）5	同左

- (注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株であります。
2. 新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者に係る新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。
3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、行使価額を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

4. 組織再編成に際して定める契約書又は計画書等の条件にしたがって、以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編成の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとします。

合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社または合併により設立する会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

5. 以下の取得事由が生じた場合、当社は、新株予約権全部または一部を無償で取得することができるものとする。但し、新株予約権の一部を取得する場合は取締役会の決議によって取得する新株予約権を決定するものとする。

新株予約権の行使期間に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合

新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合

当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書または株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされた場合

平成21年6月24日定時株主総会決議（平成21年7月22日定時取締役会決議）		
	事業年度末現在 （平成22年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成22年5月31日）
新株予約権の数（個）	390（注）1	390（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	390（注）2	390（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	34,200（注）3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年8月7日 至 平成26年8月6日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 34,200 資本組入額 17,100	同左
新株予約権の行使の条件	<p>(イ) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。但し、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。</p> <p>(ロ) 新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関連会社の役員又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任（但し、当社の事前の書面による承諾なくして、当社の事業と競合する会社の役職員に就任した場合を除く。）、その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。</p> <p>(ハ) 就業規則により懲戒解雇、諭旨退職若しくはそれに準じた制裁を受けた場合又は会社に対して損害賠償義務を負う場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>(ニ) 当社が普通株式をジャスダック証券取引所その他これに類する国内の証券取引所に上場している場合に行使できるものとする。</p>	同左

平成21年6月24日定時株主総会決議（平成21年7月22日定時取締役会決議）		
	事業年度末現在 （平成22年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成22年5月31日）
	(ホ) 新株予約権行使日の属する事業年度の前事業年度における当社の経常利益（会社法第436条第3項に基づいて取締役会の承認を受けた計算書類に基づくものとする）が4億5千万円以上の場合に行使できるものとする。但し、新株予約権の行使期間に定める期間内であっても当該経常利益が未確定の期間は行使することができない。 (ハ) 新株予約権者が、禁固以上の刑に処せられたときは、新株予約権を行使することができない。	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡又はこれに担保権設定することを認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

2. 新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者に係る新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 組織再編成に際して定める契約書又は計画書等の条件にしたがって、以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編成の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社または合併により設立する会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

5. 以下の取得事由が生じた場合、当社は、新株予約権全部または一部を無償で取得することができるものとする。但し、新株予約権の一部を取得する場合は取締役会の決議によって取得する新株予約権を決定するものとする。

新株予約権の行使の条件に従い新株予約権を行使できなくなった場合

新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合

当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書または株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされた場合

平成21年6月24日定時株主総会決議（平成21年7月22日定時取締役会決議）		
	事業年度末現在 （平成22年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成22年5月31日）
新株予約権の数（個）	1,144（注）1	1,144（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,144（注）2	1,144（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	34,200（注）3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年8月7日 至 平成26年8月6日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 34,200 資本組入額 17,100	同左
新株予約権の行使の条件	<p>(イ) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。但し、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。</p> <p>(ロ) 新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関連会社の役員又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任（但し、当社の事前の書面による承諾なくして、当社の事業と競合する会社の役職員に就任した場合を除く。）、その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。</p> <p>(ハ) 就業規則により懲戒解雇、諭旨退職若しくはそれに準じた制裁を受けた場合又は会社に対して損害賠償義務を負う場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>(ニ) 当社が普通株式をジャスダック証券取引所その他これに類する国内の証券取引所に上場している場合に行使できるものとする。</p>	同左

平成21年6月24日定時株主総会決議（平成21年7月22日定時取締役会決議）		
	事業年度末現在 （平成22年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成22年5月31日）
	(ホ) 新株予約権行使日の属する事業年度の前事業年度における当社の経常利益（会社法第436条第3項に基づいて取締役会の承認を受けた計算書類に基づくものとする）が4億5千万円以上の場合に行使できるものとする。但し、新株予約権の行使期間に定める期間内であっても当該経常利益が未確定の期間は行使することができない。 (ヘ) 新株予約権者が、禁固以上の刑に処せられたときは、新株予約権を行使することができない。	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡又はこれに担保権設定することを認めない。	同左
代用払込みにに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

2. 新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者に係る新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 組織再編成に際して定める契約書又は計画書等の条件にしたがって、以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編成の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社または合併により設立する会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

5. 以下の取得事由が生じた場合、当社は、新株予約権全部または一部を無償で取得することができるものとする。但し、新株予約権の一部を取得する場合は取締役会の決議によって取得する新株予約権を決定するものとする。

新株予約権の行使の条件に従い新株予約権を行使できなくなった場合

新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合

当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書または株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされた場合

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

平成22年2月1日以後に開始する事業年度に係る有価証券報告書から適用されるため、記載事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成18年3月30日 (注)1	1,270	18,890	38,100	430,800	38,100	423,700
平成18年6月28日 (注)2	-	18,890	-	430,800	277,480	146,219
平成18年12月6日 (注)3	1,716	20,606	-	430,800	-	146,219
平成19年10月24日 (注)4	1,000	21,606	69,750	500,550	69,750	215,969
平成20年5月31日 (注)5	2	21,608	50	500,600	50	216,019

(注)1. 有償第三者割当

普通株式 発行価格60,000円 資本組入額 30,000円

割当先 福本英久、山田文彌他

2. 欠損てん補のための資本準備金の取り崩し

3. A種株式の転換(1:1.7)

4. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 150,000円

引受価額 139,500円

資本組入額 69,750円

払込金総額 139,500千円

5. 新株予約権の行使

普通株式 発行価格50,000円 資本組入額 25,000円

(6) 【所有者別状況】

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況							単元未満 株式の状 況(株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		計
				個人以外	個人				
株主数 (人)	-	7	12	14	4	3	713	753	-
所有株式数 (株)	-	744	236	662	780	52	19,134	21,608	-
所有株式数 の割合 (%)	-	3.45	1.09	3.06	3.61	0.24	88.55	100.00	-

(注) 自己株式1,703株は、「個人その他」に含めて記載しております。

(7)【大株主の状況】

平成22年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
ジャフコ・バイアウト2号投資事業 有限責任組合	東京都千代田区丸の内1-8-2 (株式会社ジャフコ内)	7,738	35.81
小野 文明	神奈川県横浜市都筑区	3,640	16.84
日本マニファクチャリングサー ビス株式会社	東京都新宿区西新宿3-20-2	1,703	7.88
日本マニファクチャリングサー ビス社員持株会	東京都新宿区西新宿3-20-2	773	3.57
長谷川 京司	東京都文京区	528	2.44
アサヒブリテック株式会社	兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町21	500	2.31
福本 英久	東京都北区	440	2.03
ジェーピー モルガン チェース バ ンク 380084	Woolgate House, Coleman Street London EC2P 2nd, England	345	1.59
(常任代理人 株式会社みずほコーポ レート銀行決済営業部)	(東京都中央区月島4-16-13)		
JAFCO Buyout No.2 Investment Limited Partnership(Cayman)L.P.	M&C Corporate Services Limited, PO Box 309GT, Uglan House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands	322	1.49
(常任代理人 野村信託銀行株式会 社)	(東京都千代田区大手町2-2-2)		
中村 亨	千葉県松戸市	305	1.41
計	-	16,294	75.40

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,703	-	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 19,905	19,905	同上
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	21,608	-	-
総株主の議決権	-	19,905	-

【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本マニファクチャリングサービス株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号 東京オペラシティタワー11階	1,703	-	1,703	7.88
計	-	1,703	-	1,703	7.88

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。具体的な内容は以下のとおりであります。

第2回

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づいて、平成18年3月10日開催の臨時株主総会終結時に在任する取締役及び同日に在籍する従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成18年3月10日の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成18年3月10日
付与対象者の区分及び人数	取締役2名、監査役2名、関係会社取締役2名、従業員441名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第4回

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づいて、平成19年6月27日開催の定時株主総会終結時に在任する執行役員及び、平成18年3月16日（第2回新株予約権の付与対象者確定の翌日）より平成19年3月31日までの間に採用または登用され、平成19年7月20日現在、在籍する従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成19年6月27日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成19年6月27日
付与対象者の区分及び人数	従業員63名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

第5回

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づいて、平成21年6月24日開催の定時株主総会終結時に在任する取締役及び監査役に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成21年6月24日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成21年6月24日
付与対象者の区分及び人数	取締役2名、監査役3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

第6回

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づいて、平成21年6月24日開催の定時株主総会終結時に在任する当社の従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成21年6月24日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成21年6月24日
付与対象者の区分及び人数	従業員186名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

平成22年6月24日開催の第25期定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員及び当社子会社または当社の関連会社の役員、従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて決議いたしました。

決議内容につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等(1)財務諸表(重要な後発事象)」に記載しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成21年2月23日)での決議状況 (取得期間 平成21年3月1日～平成21年4月30日)	1,200	15,000,000
当事業年度前における取得自己株式	633	8,743,950
当事業年度における取得自己株式	394	6,238,940
残存決議株式の総数及び価額の総額	173	17,110
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	14.4	0.1
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	14.4	0.1

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成21年11月24日)での決議状況 (取得期間 平成21年12月1日～平成21年12月22日)	500	20,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	133	6,785,600
残存決議株式の総数及び価額の総額	367	13,214,400
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	73.4	66.1
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	73.4	66.1

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (単元未満株式の売渡請求による売渡)	-	-	-	-
保有自己株式数	1,703	-	1,703	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成22年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの自己株式及び単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主への利益還元を経営の重要な使命であると認識しつつ、一方で企業成長を実現するための事業戦略の展開に備え、適正な資金量を内部留保することも重要であると考えており、株主還元と内部留保のバランスに留意しながら配当を実施することを配当政策の基本方針に据えております。また、株主還元の方法としては、配当金だけでなく、自己株式取得も選択肢の一つと位置づけております。

また、当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

上記配当基本方針に則り、当事業年度の株主還元につきましては、配当金、自己株式取得を合わせた総還元性向において20%を公約し、期中において527株の自己株式取得を進めてまいりました。また、期末配当金として1株当たり500円の現金配当を実施することを決定いたしました。この結果、総還元性向は10.0%となり、期初公約を達成するには至りませんが、上場後初めての現金配当を実施できることとなりました。

次期配当につきましては、配当金、自己株式取得等の株主還元を総合的に検討し、当期同様に総還元性向20%を目標としてまいります。

当社は、毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨、定款で定めております。配当の決定機関は、中間配当が取締役会、期末配当が株主総会となっております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成22年6月24日 定時株主総会	9	500

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
最高(円)	-	-	184,000	172,000	73,200
最低(円)	-	-	61,000	8,900	12,980

(注) 1. 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

2. ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い平成22年4月1日付けで大阪証券取引所(JASDAQ 市場) に上場となっております。

3. 平成19年10月25日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成21年10月	11月	12月	平成22年1月	2月	3月
最高(円)	67,000	60,000	55,500	51,000	49,500	73,200
最低(円)	39,900	40,500	45,000	38,700	40,000	40,900

(注) 1. 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

2. ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い平成22年4月1日付けで大阪証券取引所(JASDAQ 市場) に上場となっております。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長		小野 文明	昭和34年2月1日生	昭和57年4月 昭和62年9月 平成5年8月 平成6年12月 平成8年5月 平成9年7月 平成11年10月 平成14年4月 平成16年8月 平成16年10月	ロンシャン株式会社入社 株式会社インタラック入社 株式会社アルク入社 株式会社タイアップ入社 テクノブレーション株式会社入社 同社取締役 テスコ・テクノブレーション株式会社取締役 日本マニファクチャリングサービス株式会社(旧NMS)代表取締役 NMSホールディング株式会社代表取締役 当社代表取締役社長(現任)	(注)2	3,640
常務取締役	執行役員事業本部長	福本 英久	昭和41年1月10日生	昭和59年4月 平成3年9月 平成7年4月 平成9年3月 平成11年10月 平成12年8月 平成13年4月 平成14年11月 平成16年10月 平成18年6月 平成22年4月	セーラー電子株式会社入社 トーキン商事株式会社入社 株式会社タイアップ入社 テクノブレーション株式会社入社 テスコ・テクノブレーション株式会社入社 同社生産管理部長 日本マニファクチャリングサービス株式会社(旧NMS)事業本部事業副本部長兼生産管理部長 同社執行役員事業本部長 当社取締役 当社常務取締役執行役員インラインソリューション事業本部長 当社常務取締役執行役員事業本部長(現任)	(注)2	440
取締役	執行役員コーポレート本部長	末廣 紀彦	昭和35年10月4日生	昭和59年4月 平成5年10月 平成13年2月 平成15年6月 平成15年8月 平成17年10月 平成18年6月 平成19年3月	セイコー電子工業株式会社(現セイコーインスツル株式会社)入社 株式会社協和コンサルタンツ入社 同社執行役員経営企画室長 株式会社ファインデバイス入社 同社取締役管理本部長 当社入社 当社執行役員経理財務本部長 当社取締役執行役員財務企画本部長 当社取締役執行役員コーポレート本部長(現任)	(注)2	100
監査役 (常勤)		明石 俊夫	昭和23年3月27日生	昭和45年4月 平成2年8月 平成11年10月 平成12年4月 平成19年4月 平成22年4月 平成22年6月	株式会社小松製作所入社 アドバンスト・シリコン・マテリアルズ株式会社取締役 株式会社小松製作所経営企画室主幹 同社国際事業本部業務部長 ギガフォトン株式会社常勤監査役 当社顧問 当社監査役(現任)	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役		大原 達朗	昭和48年12月11日生	平成10年10月 平成16年 1月 平成16年 6月 平成19年 4月 平成20年 4月 平成20年 6月	青山監査法人プライスウォーター ハウス入所 大原公認会計士事務所(現アルテ 公認会計士共同事務所)開設 株式会社さくらや 監査役 ビジネス・ブレイクスルー大学院 大学講師(現任) 法政大学大学院イノベーション・ マネジメント研究科兼任講師(現 任) 当社監査役(現任)	(注) 4	-
監査役		青木 陽一	昭和24年 5月22日生	昭和49年 5月 平成 4年 4月 平成10年 5月 平成12年 4月 平成15年 9月 平成19年 1月 平成22年 4月 平成22年 6月	本田技研工業株式会社入社 Honda Suisse S.A.代表取締役社長 Honda Philippiness Inc.代表取締 役社長 本田技研工業株式会社アジア大洋 州本部中国部長 Honda Automobile Thailand Co. Ltd.代表取締役社長 Honda Motor Europe Ltd.監査室長 当社顧問 当社監査役(現任)	(注) 3	-
計							4,180

(注) 1. 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各本部の業務執行を明確に区分し、経営効率向上を図るために執行役員制度を導入しております。

本書提出日現在における執行役員は以下の3名で構成されております(取締役兼任執行役員は除く)。

執行役員事業本部副本部長 板谷 政幸

執行役員事業本部副本部長 佐藤 和幸

執行役員事業本部副本部長 萩原 明憲

- 平成21年6月24日開催の定時株主総会の終結の時から2年間以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。
- 平成22年6月24日開催の定時株主総会の終結の時から4年間以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。
- 平成20年6月24日開催の定時株主総会の終結の時から4年間以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。
- 監査役明石俊夫、監査役大原達朗及び監査役青木陽一は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
栗原 進	昭和24年 7月15日生	昭和43年 4月 昭和53年 1月 昭和61年11月 平成12年11月 平成22年 1月	ソニー株式会社入社 同社撮像管理部門資材購買経営管理担当 同社部門情報システム課マネジメント担当総括課長 ソニーファシリティマネジメント株式会社(出向)副事業部 長業務監査室長 当社顧問(現任)	(注)	-

(注) 補欠監査役の任期は、就任したときから退任した監査役の任期の満了のときまでであります。

7. 当社は、法令に定める取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠取締役1名を選任しております。補欠取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
板谷 政幸	昭和41年11月1日生	平成5年5月 株式会社コスモ入社 平成11年3月 テクノブレーション株式会社入社 平成11年11月 日本マニファクチャリングサービス株式会社(旧NMS)への移籍 平成15年4月 同社管理統括部長 平成17年2月 当社執行役員管理本部長 平成18年4月 当社執行役員総務人事本部長 平成19年3月 当社執行役員コーポレート本部副本部長 平成20年4月 当社執行役員インラインソリューション事業本部副本部長 平成22年4月 当社執行役員事業本部副本部長(現任)	(注)	78

(注) 補欠取締役の任期は、就任したときから退任した取締役の任期の満了のときまでであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

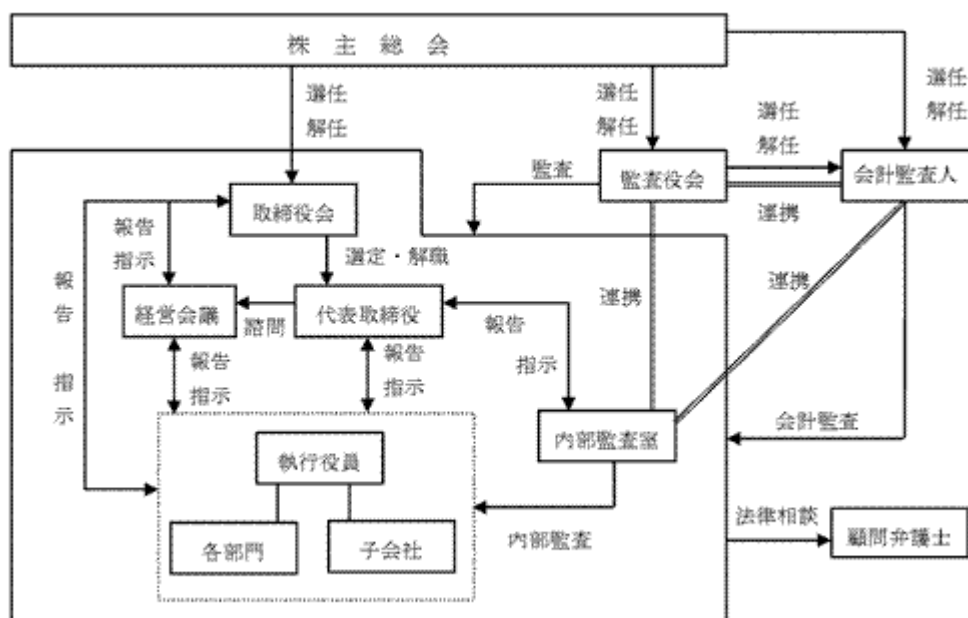
(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

コーポレート・ガバナンスの重要性が高まっている中、当社は、株主および利害関係者の方々に対し、経営の効率性と透明性を高めていくことをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。

効率性の観点では、迅速かつ正確な経営情報の把握と、公正かつ機動的な意思決定を実行する事によって企業価値の最大化に取組み、透明性の観点についてはタイムリーディスクロージャーにより重要情報の適正な開示を実行し、積極的なIR情報の開示とニュースリリースの展開を図ってまいります。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要図は、以下のとおりであります。



企業統治の体制

(1) 企業統治の体制とその体制を採用する理由

当社は、監査役会設置会社としてコーポレート・ガバナンス体制を以下のように構築しております。

取締役会は月1回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、会社法等の法令、または当社定款にて取締役会で決議することが定められている議案、及び会社経営上重要な議案につき意思決定を行っております。また、取締役会の経営監督機能をより高めるため、経営と業務執行の機能区分を明確にし、執行役員制度を導入しております。これにより、取締役会は、業務執行に関して代表取締役、取締役、執行役員等の業務執行者に対して職務権限規程にて定めた各々の権限範囲内で委任し、経営監督機能が発揮される体制をとっております。

業務執行の体制は、取締役会より業務執行を委任された代表取締役、代表取締役の諮問機関である経営会議、経営会議の構成員である取締役、執行役員を中心にして構築されております。特に常勤取締役、執行役員をメンバーとする経営会議を月2回開催し、取締役会に付議する重要案件の審議、各業務並びに全社業務の執行に関する審議、及び月次業績の分析、審議等を実施しております。また、各メンバー間で各執行部門（各本部）の諸問題に関する情報の共有化等も行っております。

また、監査役会は、社外監査役3名（内常勤監査役1名）で構成されております。定期的に内部監査室、会計監査人との連携を図るとともに、監査役は取締役会及び経営会議に出席し、業務執行の適正性を監査する等、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

(2) 内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制と業務執行状況を適宜把握するために代表取締役社長の直属として内部監査室を設置し、豊富な内部監査経験を有する担当者を選任し、必要な監査を定期的実施しております。内部監査は、期初に立案した往査計画に則り各拠点を訪れ、業務執行状況を詳細に監査しております。内部監査の結果は、代表取締役社長に報告し、改善指示を仰いでおります。また、内部監査にて改善を求められた内容に関しては、四半期毎にフォローアップ監査を実行しております。

なお、監査役は内部監査室と連携し、詳細に内部監査状況を監視する体制をとっております。

重要な法的判断、コンプライアンスに関する事項については、法律顧問契約を交わす弁護士に相談し必要な検討を実施しております。また、業務遂行上の必要に応じて、各専門家より適宜アドバイスを受ける体制をとっております。

また、当社は平成20年4月18日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議し、この方針に基づいて以下のとおり内部統制システムを整備いたしました。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、グローバル社会の一員としてコンプライアンスを全ての企業活動の基本に置くという「経営理念」に基づき、取締役、社員の行動指針として「企業倫理規範」を制定している。さらに経営理念、企業倫理規範に関して社内会議、社員教育、他、様々な場面で社員に対する浸透化活動を適宜実施していくこととする。

当社は、当該理念の下、法令・定款への適合する活動を維持・改善する体制として社長直轄の内部監査室を設置し、各部門のコンプライアンス状況を逐次監査する仕組みを構築している。加えて公益通報者保護法に準拠した「内部通報規程」を定め、取締役、社員の不正を事前に発見するための「ヘルプライン」（内部通報ライン）を敷いている。今後、現行構築済みの各種仕組みを一層機能強化することで取締役、社員の職務執行におけるコンプライアンス体制を維持、改善していくこととする。

また、当社は社会貢献を果たす上で反社会勢力とは一切の関わりを持たないことを明確に表明し、それらの勢力からの不当要求に対しては断固として毅然たる態度で臨んでいくこととする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報について、法令及び社内諸規程に準拠して適正に保管、管理していくこととする。

当社は、電磁的な文書管理を前提とし、紙媒体での文書の保管、管理に関する「文書管理規程」と電磁的情報の取り扱い方法を定めた「情報管理マニュアル」を統合し、「情報資産管理規程」として総合的な文書管理体制に改めている。加えて、電磁的な情報環境における情報管理のあるべき姿を「情報セキュリティポリシー」の中で明確に定め、役員、社員に対して情報管理の行動指針として提示している。当該規程の下、適正な情報の保存、管理の体制を一層強化していくこととする。

また、個人情報の管理については、個人情報保護法に準拠した「個人情報保護規程」を制定し、個人情報の適正管理を進めている。当社は、当該情報管理に関しても適宜社員教育等を実施し、その体制の維持、改善に努めていくこととする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、会社におけるリスクが保有経営資源の滅失であると捉え、人、モノ、金、情報に対する損失を最小限に留める体制を敷いていく。

特に各種情報に関わるレピュテーションリスクは、他の経営資源の損失に対しても多大な影響を及ぼすものであることから、一層厳格な管理を実施していく必要があると認識している。こうした方針に基づき、情報に関するリスク管理は、「情報セキュリティポリシー」に則り、物理的セキュリティ対策、技術的セキュリティ対策、人的セキュリティ対策に対策を区分した上で万全を期していく。

また、人的リスク、物的リスク、経済的リスクにかかる対策としては、法務部門を強化して各種契約を適正に締結する体制を敷くとともに、各種業務におけるリスクを軽減すべく業務の標準化を担保するために基本規程（「組織規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」等）を随時見直し、適宜整備していく。加えて、当該規程に準拠した業務が適正に遂行されているかについて、内部監査室の業務監査を通じてモニタリングすることでリスク発生の未然防止の体制を構築していく。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するために定時取締役会を毎月1回開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催することで法令にて要請される事項、会社が意思決定すべき重要事項を遺漏なく決議する体制を敷いている。定時取締役会は、年度毎に1年間の開催スケジュールを「マネジメントカレンダー」の中で事前に定め、全取締役及び全監査役が全ての取締役会に出席できるように配慮している。

また、当社は、取締役の職務執行をより効率化するために代表取締役の下に配置された執行役員を構成員とする経営会議を毎月2回開催している。経営会議では、取締役会の決議事項に関する基本方針ならびに経営管理の執行方針の事前審議を行うとともに会社意思決定の補助機関として取締役会、代表取締役の諮問にこたえる会議体と位置づけている。

当社は、上述のコーポレート・ガバナンス体制の機能状況を常に点検し、適宜改善を加えながら取締役の職務執行の効率性をより高めていくこととする。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社における業務の適正を確保するために「関係会社管理規程」を制定し、当該規程の中で管理責任者として所轄部門長を定めている。所轄部門長は、子会社、関係会社を適正に管理するために当社グループの各組織の経営方針、戦略等を徹底するとともに子会社、関係会社の経営を指揮してグループとして最大成果を導くミッションを負わせている。

また、当該規程の中で子会社及び当社が必要と認める関係会社を対象として原則毎年1回以上、定期、臨時に内部監査室が業務監査を行うことを定めている。加えて子会社、関係会社に対して経理、財務、経営企画、人

事、情報システムといった業務毎に当社の各主管部門が業務の適正性を日常業務の中でチェックする体制を敷いている。

当社は、上述のような子会社、関係会社に対する管理体制を維持、改善することで子会社における業務の適正性を確保していくこととする。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査の実効性を高め、且つ監査役の職務遂行を効率的に行うため、監査役がその職務を補助する社員を置くことを求めた場合には、社員を配置することとしている。また、配置にあたっては、会社は監査役の意向を尊重して決定することとしている（但し、平成22年6月24日現在は、監査役からの補助者配置の要請は生じていない）。

補助者として配置される社員は、当社における他の職務を兼務しないこととしており、職務遂行にあたっては監査役の指揮命令の下で行う。また、当該社員の評価については、監査役が行うこととし、取締役からの独立性を確保していくこととする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、会社の意思決定過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議へ出席するとともに、取締役、社員にその説明を求めている。また、期初に定めた年間監査スケジュールに則り、各部門を巡回し、業務監査を実施している。業務監査においては、部門会議の議事録、業務執行にかかる必要な書類等を閲覧し、社員からその経緯等について報告を受けている。

当社は、今後も上述のような監査役への報告体制を維持、改善していくこととする。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査の実効性を確保するため、会計監査人、内部監査室と連携を密に取り、相互の監査品質向上に繋がる有効な情報交換を適宜実施している。特に四半期決算、年度決算においては、会計監査人、内部監査室との意見交換会を開催し、会社の業務執行状況、計算書類等に対して相互意見交換を経てより適切に状況把握している。

加えて、監査役は、代表取締役との意見交換会を毎月1回開催しており、こうした監査活動を通じて監査の実効性を高めていくこととする。

(3) リスク管理体制等について

当社は、自社を取り巻く事業等のリスクは多岐にわたっている経営環境を鑑み、リスク管理体制の一層の強化が経営上重要であると認識しております。こうした状況下、当社は企業倫理規範を定め、社員のコンプライアンス意識の醸成に努めております。その上で適時開示体制、内部通報制度、クレーム対応マニュアル等、リスクを初期段階で発見、把握する仕組みを構築し、早期対策を打てるリスク管理体制をとっております。

内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

内部監査室は、平成22年6月24日現在、室長1名を含む2名体制を敷いております。監査手続きとしては、定期的に現地に赴き各種業務に関する内部監査を行っております。また、内部監査報告書作成にあたっては、監査役との意見交換を実施し、問題認識の統一性を図りながら相互の監査効率を高める体制を敷いております。

監査役会は、平成22年6月24日現在、3名体制を敷いております。3名の構成は、社外監査役3名（内常勤監査役1名）であります。定期的に監査状況の意見交換を行う等、協力体制が構築されております。取締役会、経営会議、四半期毎に開催される全社会議に全て出席し、取締役の業務執行状況の監査を実施しております。また、定期的に本社、支店、テック、オフィス等の各拠点への往査も実施し、且つ各拠点会議を始めとして各種重要会議への出席も積極的に行い、多面的な情報収集に努めております。

また、当社は、金融商品取引法の規定に基づき、財務諸表について必ず監査法人による監査を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、浜村和則氏、原田大輔氏の2名、また監査業務にかかる主な補助者は公認会計士3名、その他5名であります。当社と同監査法人または業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。なお、継続監査年数は、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

当社は、内部監査室、監査役会、会計監査人の3者の連携を深め、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。さらに内部監査室、監査役会、会計監査人の3者での情報交換会を四半期決算毎に定期開催し、内部監査、監査役監査、会計監査のそれぞれの監査効率向上を図っております。

社外取締役及び社外監査役

当社の社外監査役は3名選任しておりますが、社外取締役は選任しておりません。

社外監査役明石俊夫氏は、株式会社小松製作所において経営企画室主幹、国際事業本部業務部長等を歴任するとともに米国公認会計士の資格を有する等、豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社は、同氏がメーカー出身者ゆえ当社の進める製造アウトソーシング事業に関しても十分な理解を有し、取締役の業務執行に対する監査を有効に実施するものと考え、同氏を社外監査役に選任しております。

社外監査役青木陽一氏は、本田技研工業株式会社において本社秘書室主幹、欧州、アジア等の海外グループ会社の代表取締役、監査室長を歴任する等、豊富な経験と幅広い見識を有しております。特に同氏の海外での事業経験、監査経験は、当社が今後進出を加速させるアジア新興国でのビジネスに対しても十分なものであることから、取締役の業務執行に対する監査を有効に実施するものと考え、同氏を社外監査役に選任しております。

社外監査役の大原達朗氏は、公認会計士として監査法人勤務を経て現在はアルテ公認会計士共同事務所代表パートナーとしてJ-SOX、IFRS等、上場企業に対する各種コンサルティングを行っており、企業会計分野での高度な見識を有しております。当社は、同氏が当社及び当社取締役の行うコンプライアンス経営をより適正に監査できると判断し、社外監査役に選任しております。また、同氏は当社との間に特別な利害関係を有さず、独立性が高いことから、一般株主との間に利益相反関係が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員に指定しております。

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

なお、当社は社外取締役を選任しておりませんが、現在においては社外監査役が取締役会に参加することで牽制作用が働いていると判断しております。今後は、コーポレート・ガバナンスが一層機能していくよう、社外取締役の選任も検討してまいります。

役員報酬の内容

(1) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		支給人員	摘要
		基本報酬 (千円)	ストック オプション		
取締役	73,688	71,371	2,317	3名	
監査役	8,558	8,400	158	3名	うち社外監査役3名 8,558千円
合計	82,247	79,771	2,476	6名	

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(2) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の役員報酬は、株主総会決議に従い取締役、監査役のそれぞれの報酬限度額を決定しております。当該限度額の中で前年度の会社業績（利益水準等）をもとに毎期、取締役会、監査役会にて内規に基づき役員報酬総額案を策定し、経済情勢、新年度の業績見通し、世間相場、従業員給与の水準等のバランスを考慮しながら、総合的な見地に立ち役員報酬総額を決定いたします。但し、期中においても業績の悪化等、役員報酬額決定の前提条件に変化が生じた場合には、適宜報酬減額等の措置を取っております。

なお、各役員の個別報酬に関しては、取締役については取締役会の決議、監査役については監査役会での協議にて決定しております。

株式の保有状況

(1) 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

銘柄数：1銘柄（非上場株式）

貸借対照表計上額：10,000千円

(2) 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款に定めております。

監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款に定めております。

取締役の定数

当社の取締役は、5名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任決議要件

当社は、株主総会での取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上

を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

自己株式取得の決定機関

当社は、機能的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、自己株式を取締役会の決議で市場取引等により取得することができる旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの最近一年間の実施状況

当事業年度におきましては、取締役会を23回開催し、経営の基本方針、その他の重要事項の進捗報告を受け、審議し決議いたしました。また、取締役会の下部に経営会議を設置し、取締役会に付議する事項及び執行役員他、各部門責任者が行う決定のうち重要事項については、原則、経営会議で協議し、各執行役員他、各部門責任者の担当業務を踏まえた議論を積極的に行うことで重要事項決定に至る意思決定プロセスの透明性確保に努めました。更に、平成17年4月1日施行された個人情報保護法に対応するため、プロジェクトチームを設置し社内勉強会を行うとともに、知識を深め、社員に対して徹底を図るよういたしました。

社外監査役との人的関係、資本的關係、または取引関係その他の利害關係の概要
該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
25,000	-	25,000	-

【その他重要な報酬の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、規模・特性・監査日程等を勘案した上、適切に決定しております。

第5【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び当事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社（北京日華材創国際技術服務有限公司）の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容又は変更等を適切に把握し、適正な財務諸表を作成することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、また会計監査法人等が主催する研修会へ参加しております。

1【財務諸表等】
 (1)【財務諸表】
 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	894,201	902,419
売掛金	1,391,509	1,631,564
仕掛品	3,113	12,345
貯蔵品	7,479	6,750
前払費用	57,139	45,450
繰延税金資産	-	76,555
未収入金	39,674	114,737
未収還付法人税等	130,494	-
仮払金	33,431	31,267
その他	1,082	12,192
貸倒引当金	1,428	1,634
流動資産合計	2,556,697	2,831,649
固定資産		
有形固定資産		
建物	100,762	119,191
減価償却累計額	34,725	47,775
建物(純額)	66,036	71,415
機械及び装置	3,610	35,299
減価償却累計額	1,438	8,521
機械及び装置(純額)	2,172	26,777
車両運搬具	200	200
減価償却累計額	182	190
車両運搬具(純額)	17	10
工具、器具及び備品	40,929	79,641
減価償却累計額	30,166	63,465
工具、器具及び備品(純額)	10,763	16,176
有形固定資産合計	78,989	114,379
無形固定資産		
ソフトウェア	19,746	15,589
電話加入権	4,299	4,299
無形固定資産合計	24,045	19,889
投資その他の資産		
投資有価証券	10,000	10,000
関係会社出資金	23,365	23,365
長期前払費用	6,040	2,914
繰延税金資産	-	4,693
敷金及び保証金	133,397	110,061
従業員に対する長期貸付金	-	464
投資その他の資産合計	172,803	151,499
固定資産合計	275,838	285,768
資産合計	2,832,535	3,117,418

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	1 900,000	1 650,000
未払金	608,730	733,135
未払費用	111,851	127,378
未払法人税等	12,730	68,274
未払消費税等	23,637	-
預り金	102,801	104,921
賞与引当金	-	137,157
その他	2,797	747
流動負債合計	1,762,549	1,821,615
負債合計	1,762,549	1,821,615
純資産の部		
株主資本		
資本金	500,600	500,600
資本剰余金		
資本準備金	216,019	216,019
資本剰余金合計	216,019	216,019
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	383,814	613,831
利益剰余金合計	383,814	613,831
自己株式	30,448	43,472
株主資本合計	1,069,986	1,286,977
新株予約権	-	8,825
純資産合計	1,069,986	1,295,802
負債純資産合計	2,832,535	3,117,418

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
売上高	14,822,278	11,224,269
売上原価	12,365,815	9,310,601
売上総利益	2,456,462	1,913,667
販売費及び一般管理費		
役員報酬	92,630	79,771
給与及び賞与	1,034,776	721,205
賞与引当金繰入額	-	41,080
法定福利費	133,224	96,972
貸倒引当金繰入額	-	206
募集費	108,590	71,574
地代家賃	164,985	147,991
賃借料	99,196	82,743
租税公課	22,814	25,721
減価償却費	20,434	17,944
旅費及び交通費	157,491	116,419
通信費	46,498	27,796
支払手数料	14,792	13,509
業務委託手数料	162,747	106,365
その他	214,154	129,580
販売費及び一般管理費合計	2,272,338	1,678,882
営業利益	184,124	234,785
営業外収益		
受取利息	1,498	344
受取配当金	450	150
業務受託料	4,228	870
為替差益	1,615	1,591
還付加算金	-	3,764
その他	2,273	1,683
営業外収益合計	10,065	8,403
営業外費用		
支払利息	11,579	6,476
リース解約損	-	1,735
その他	8,609	4,542
営業外費用合計	20,189	12,754
経常利益	174,000	230,433
特別利益		
雇用調整助成金	-	24,192
特別利益合計	-	24,192
特別損失		
雇用調整支出金	198,794	51,412
特別損失合計	198,794	51,412
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	24,794	203,213
法人税、住民税及び事業税	10,084	54,446
法人税等調整額	117,643	81,248
法人税等合計	127,727	26,802
当期純利益又は当期純損失()	152,522	230,016

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費	1	-	-	164,793	1.8
労務費		11,445,947	92.6	8,257,514	88.6
経費		918,792	7.4	897,525	9.6
小計		12,364,739	100.0	9,319,834	100.0
期首仕掛品たな卸高		4,188		3,113	
期末仕掛品たな卸高		3,113		12,345	
売上原価		12,365,815		9,310,601	

(脚注)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
1 労務費の主な内訳		1 労務費の主な内訳	
給与及び賞与	10,085,789千円	給与及び賞与	7,337,010千円
法定福利費	1,324,837千円	法定福利費	895,835千円
2 原価計算の方法		2 原価計算の方法	
実際原価に基づく事業所別単純総合原価計算		同左	

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	500,550	500,600
当期変動額		
新株の発行	50	-
当期変動額合計	50	-
当期末残高	500,600	500,600
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	215,969	216,019
当期変動額		
新株の発行	50	-
当期変動額合計	50	-
当期末残高	216,019	216,019
資本剰余金合計		
前期末残高	215,969	216,019
当期変動額		
新株の発行	50	-
当期変動額合計	50	-
当期末残高	216,019	216,019
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	536,336	383,814
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失()	152,522	230,016
当期変動額合計	152,522	230,016
当期末残高	383,814	613,831
利益剰余金合計		
前期末残高	536,336	383,814
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失()	152,522	230,016
当期変動額合計	152,522	230,016
当期末残高	383,814	613,831
自己株式		
前期末残高	-	30,448
当期変動額		
自己株式の取得	30,448	13,024
当期変動額合計	30,448	13,024
当期末残高	30,448	43,472

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
株主資本合計		
前期末残高	1,252,856	1,069,986
当期変動額		
新株の発行	100	-
当期純利益又は当期純損失()	152,522	230,016
自己株式の取得	30,448	13,024
当期変動額合計	182,870	216,991
当期末残高	1,069,986	1,286,977
新株予約権		
前期末残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	8,825
当期変動額合計	-	8,825
当期末残高	-	8,825
純資産合計		
前期末残高	1,252,856	1,069,986
当期変動額		
新株の発行	100	-
当期純利益又は当期純損失()	152,522	230,016
自己株式の取得	30,448	13,024
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	8,825
当期変動額合計	182,870	225,816
当期末残高	1,069,986	1,295,802

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	24,794	203,213
減価償却費	27,132	60,470
長期前払費用償却額	8,950	4,138
株式報酬費用	-	8,825
貸倒引当金の増減額(は減少)	934	206
賞与引当金の増減額(は減少)	202,947	137,157
受取利息及び受取配当金	1,948	494
支払利息	11,579	6,476
売上債権の増減額(は増加)	965,563	240,055
たな卸資産の増減額(は増加)	3,737	8,503
前払費用の増減額(は増加)	11,796	11,345
未払金の増減額(は減少)	402,276	124,030
未払費用の増減額(は減少)	111,285	15,524
未払消費税等の増減額(は減少)	170,521	23,637
預り金の増減額(は減少)	59,069	2,120
その他	43,551	63,985
小計	3,956	236,832
利息及び配当金の受取額	1,948	494
利息の支払額	11,377	6,131
法人税等の支払額	297,054	1,423
法人税等の還付額	-	122,741
営業活動によるキャッシュ・フロー	302,527	352,513
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	17,027	88,829
無形固定資産の取得による支出	8,190	2,500
その他	3,311	11,224
投資活動によるキャッシュ・フロー	21,905	80,105
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	100,000	250,000
株式の発行による収入	100	-
自己株式の取得による支出	32,398	14,189
財務活動によるキャッシュ・フロー	132,298	264,189
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	456,731	8,218
現金及び現金同等物の期首残高	1,350,932	894,201
現金及び現金同等物の期末残高	894,201	902,419

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。	その他有価証券 時価のないもの 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	デリバティブ 時価法	
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法	(1) 仕掛品 総平均法による原価法を採用しております。 (2) 貯蔵品 最終仕入原価法を採用しております。	(1) 仕掛品 同左 (2) 貯蔵品 同左
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法(但し、平成10年 4月 1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)を採用しております。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。 (3) 長期前払費用 定額法を採用しております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左 (3) 長期前払費用 同左
5. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。
6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

【会計処理方法の変更】

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>	

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(貸借対照表)</p> <p>前期まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「未収入金」は、当期において、資産の総額の100分の1を超えたため区分掲記しました。</p> <p>なお、前期末の「未収入金」は5,240千円であります。</p> <p>また、前期まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「仮払金」は、当期において、資産の総額の100分の1を超えたため区分掲記しました。</p> <p>なお、前期末の「仮払金」は18,424千円であります。</p> <p>(損益計算書)</p> <p>前期まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「為替差益」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため区分掲記しました。</p> <p>なお、前期における「為替差益」の金額は498千円であります。</p>	<p>(損益計算書)</p> <p>前期まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「リース解約損」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため区分掲記しました。</p> <p>なお、前期における「リース解約損」の金額は415千円あります。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
1 当社は事業拡大に伴う増加運転資金を賄うために取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越極度額の総額 1,800,000千円 借入実行残高 900,000千円 差引額 900,000千円	1 当社は事業拡大に伴う増加運転資金を賄うために取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越極度額の総額 2,000,000千円 借入実行残高 650,000千円 差引額 1,350,000千円

(損益計算書関係)

前事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)1	21,606	2	-	21,608
合計	21,606	2	-	21,608
自己株式				
普通株式(注)2	-	1,176	-	1,176
合計	-	1,176	-	1,176

(注)1. 普通株式の発行済株式総数の増加2株は、新株予約権の行使による増加であります。

2. 普通株式の自己株式数の増加1,176株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加であります。

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	21,608	-	-	21,608
合計	21,608	-	-	21,608
自己株式				
普通株式(注)	1,176	527	-	1,703
合計	1,176	527	-	1,703

(注) 普通株式の自己株式数の増加527株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加であります。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高(千 円)
			前事業年度 末	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度 末	
提出会社	ストック・オプションとし ての新株予約権	-	-	-	-	-	8,825
	合計	-	-	-	-	-	8,825

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月24日 定時株主総会	普通株式	9	利益剰余金	500	平成22年3月31日	平成22年6月25日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記 されている科目の金額との関係 (平成21年3月31日現在)	1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記 されている科目の金額との関係 (平成22年3月31日現在)
現金及び預金勘定 894,201千円	現金及び預金勘定 902,419千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 _____	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 _____
現金及び現金同等物 894,201千円	現金及び現金同等物 902,419千円

(リース取引関係)

前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)				当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)			
1. リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				1. リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
建物	2,933	1,996	937	建物	2,933	2,485	448
機械及び装置	7,000	4,083	2,916	機械及び装置	7,000	6,416	583
工具、器具及び備品	3,650	2,980	669	ソフトウェア	11,291	10,211	1,079
ソフトウェア	188,811	157,587	31,223	合計	21,224	19,113	2,111
合計	202,394	166,648	35,746				
未経過リース料期末残高相当額				未経過リース料期末残高相当額			
1年以内				1年以内			
1年超				1年超			
合計				合計			
支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額				支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額			
支払リース料				支払リース料			
減価償却費相当額				減価償却費相当額			
支払利息相当額				支払利息相当額			
減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法				減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法			
減価償却費相当額の算定方法				減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				同左			
利息相当額の算定方法				利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				同左			
2. オペレーティング・リース取引(借主側)				2. オペレーティング・リース取引(借主側)			
未経過リース料				未経過リース料			
1年以内				1年以内			
1年超				1年超			
合計				合計			

(金融商品関係)

当事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

借入金の使途は短期の運転資金であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (*)	時価 (*)	差額
現金及び預金	902,419	902,419	-
売掛金	1,631,564	1,631,564	-
未払金	(733,135)	(733,135)	-
短期借入金	(650,000)	(650,000)	-

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

現金及び預金、売掛金、未払金、短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 投資有価証券については非上場株式(貸借対照表計上額 10,000千円)であることから市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

(有価証券関係)

前事業年度(平成21年3月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

該当事項はありません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

該当事項はありません。

3. 時価のない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

種類	貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券 非上場株式	10,000

4. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

該当事項はありません。

当事業年度(平成22年3月31日現在)

1. その他有価証券

該当事項はありません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1. 取引の状況に関する事項

前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
(1) 取引の内容	当社の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。
(2) 取引に対する取組方針	当社のデリバティブ取引は、将来の為替・金利の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。
(3) 取引の利用目的	当社のデリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。
(4) 取引に係るリスクの内容	為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを有しております。 なお、取引相手先は高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。
(5) 取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。
(6) 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 通貨関連取引

区分	種類	契約額等(千円)	契約額等のうち1年超のもの(千円)	時価(千円)	評価損益(千円)
市場取引以外の取引	為替予約(買建)	69,000	33,000	67,155	1,844

(注) 1. 上記取引においては時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定方法

取引先金融機関から掲示された価格に基づき算定しております。

当事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成17年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション	平成19年ストック・オプション	平成19年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役2名、監査役1名、関係会社取締役2名、従業員21名	取締役2名、監査役2名、関係会社取締役2名、従業員441名	取締役3名	従業員63名
株式の種類別ストック・オプション数(注)1	普通株式 400株	普通株式 1,500株	普通株式 120株	普通株式 103株
付与日	平成17年3月15日	平成18年3月30日	平成19年7月31日	平成19年7月31日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)3	(注)3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成19年3月15日至平成27年3月14日	自平成21年3月13日至平成28年3月10日	自平成21年7月21日至平成29年6月27日	自平成21年7月21日至平成29年6月27日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。但し、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
 新株予約権発行時において当社または当社子会社及び当社の関連会社の取締役、監査役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社または当社子会社及び当社の関連会社の役員または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
 当社が普通株式を東京証券取引所、日本証券業協会その他これに類する国内の証券取引所に上場している場合に行使できるものとする。
 その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。
3. 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。但し、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
 新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関連会社の役員または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
 当社が普通株式を東京証券取引所、日本証券業協会その他これに類する国内の証券取引所に上場している場合に行使できるものとする。

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成21年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成17年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション	平成19年ストック・オプション	平成19年ストック・オプション
権利確定前（株）				
前事業年度末	-	1,224	120	101
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	28
権利確定	-	1,224	-	-
未確定残	-	-	120	73
権利確定後（株）				
前事業年度末	352	-	-	-
権利確定	-	1,224	-	-
権利行使	2	-	-	-
失効	10	173	-	-
未行使残	340	1,051	-	-

単価情報

	平成17年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション	平成19年ストック・オプション	平成19年ストック・オプション
権利行使価格（円）	50,000	60,000	150,000（注）	150,000（注）
行使時平均株価 （円）	154,000	-	-	-
公正な評価単価 （付与日）（円）	-	-	-	-

（注）本新株予約権付与日現在において、当社は非上場であり、権利行使価格は、平成19年3月期を基準期としたジャスダック証券取引所への株式上場の際に行う株式公開時の新規募集株式の発行価格と同額となります。なお、平成19年10月16日に発行価格が150,000円に決定されたことに伴い、権利行使価格も150,000円となりました。

当事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

1. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成17年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション	平成19年ストック・オプション	平成19年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役2名、監査役1名、関係会社取締役2名、従業員21名	取締役2名、監査役2名、関係会社取締役2名、従業員441名	取締役3名	従業員63名
株式の種類別ストック・オプション数（注）1	普通株式 400株	普通株式 1,500株	普通株式 120株	普通株式 103株
付与日	平成17年3月15日	平成18年3月30日	平成19年7月31日	平成19年7月31日
権利確定条件	（注）2	（注）2	（注）3	（注）3
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成19年3月15日至平成27年3月14日	自平成21年3月13日至平成28年3月10日	自平成21年7月21日至平成29年6月27日	自平成21年7月21日至平成29年6月27日

	平成21年ストック・オプション	平成21年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役2名、監査役3名	従業員186名
株式の種類別ストック・オプション数（注）1	普通株式 390株	普通株式 1,250株
付与日	平成21年8月6日	平成21年8月6日
権利確定条件	（注）4	（注）4
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成23年8月7日至平成26年8月6日	自平成23年8月7日至平成26年8月6日

（注）1. 株式数に換算して記載しております。

- 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。但し、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

新株予約権発行時において当社または当社子会社及び当社の関連会社の取締役、監査役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社または当社子会社及び当社の関連会社の役員または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

当社が普通株式を東京証券取引所、日本証券業協会その他これに類する国内の証券取引所に上場している場合に行使できるものとする。

その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。
- 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。但し、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関連会社の役員または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

当社が普通株式を東京証券取引所、日本証券業協会その他これに類する国内の証券取引所に上場している場合に行使できるものとする。
- 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。但し、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関連会社の役員または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任（但し、当社の事前の書面による承諾なくして、当社の事業と競合する会社の役員職に就任した場合を除く。）、その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

就業規則により懲戒解雇、諭旨退職もしくはそれに準じた制裁を受けた場合または会社に対して損害賠償義務を負う場合には、新株予約権を行使することはできない。

当社が普通株式をジャスダック証券取引所その他これに類する国内の証券取引所に上場している場合に行使できるものとする。

新株予約権行使日の属する事業年度の前事業年度における当社の経常利益（会社法436条3項に基づいて取締役会の承認を受けた計算書類に基づくものとする）が4億5千万円以上の場合に行使できるものとする。

但し、新株予約権の行使期間内であっても当該経常利益が未確定の期間は行使することができない。
新株予約権者が、禁固以上の刑に処せられたときは、新株予約権を行使することができない。

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成22年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成17年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション	平成19年ストック・オプション	平成19年ストック・オプション
権利確定前（株）				
前事業年度末	-	-	120	73
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	120	73
未確定残	-	-	-	-
権利確定後（株）				
前事業年度末	340	1,051	-	-
権利確定	-	-	120	73
権利行使	-	-	-	-
失効	340	950	120	61
未行使残	-	101	-	12

	平成21年ストック・ オプション	平成21年ストック・ オプション
権利確定前（株）		
前事業年度末	-	-
付与	390	1,250
失効	-	106
権利確定	-	-
未確定残	390	1,144
権利確定後（株）		
前事業年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

単価情報

	平成17年ストック・ オプション	平成18年ストック・ オプション	平成19年ストック・ オプション	平成19年ストック・ オプション
権利行使価格（円）	50,000	60,000	150,000	150,000
行使時平均株価 （円）	-	-	-	-
公正な評価単価 （付与日）（円）	-	-	-	-

	平成21年ストック・ オプション	平成21年ストック・ オプション
権利行使価格（円）	34,200	34,200
行使時平均株価 （円）	-	-
公正な評価単価 （付与日）（円）	19,047	19,047

2. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当会計年度において付与された平成21年6月24日決議日のStock・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価方法 ブラック・ショールズ法

主な基礎数値及び見積方法

	平成21年6月24日 Stock・オプション
株価変動性(注)1	88.64%
予想残存期間(注)2	3.50年
予想配当(注)3	1.46%
無リスク利率(注)4	0.506%

(注)1. 株価情報収集期間：平成18年2月7日～平成21年8月6日

予想残存期間3.5年間であるため、該当期間に見合う直近期間を株価情報収集期間とした。なお、当社は株式公開後の期間が短く株価情報を十分に収集できない。そのため、類似企業の株価情報を基に株価変動性を見積った。

2. 本Stock・オプションの権利行使期間は、平成23年8月7日から平成26年8月7日である。なお、当該算定において採用した予想残存期間については、権利行使までの期間を合理的に見積ることができないため、算定時点から権利行使期間の中間点までの期間を予想残存期間として推定した。
3. 対象会社の配当予想である、500円とした。
4. 評価基準日における償還年月日平成25年3月20日の超長期国債22（日本証券業協会店頭売買参考統計値より）のレートを採用した。

3. Stock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、過去のStock・オプションの消却率を基に採用しております。

4. 財務諸表への影響額

販売費及び一般管理費 8,825千円

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)																																																										
<p>1 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">2,239</td> </tr> <tr> <td>出資金評価損</td> <td style="text-align: right;">3,784</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">116,852</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">4,691</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">127,567</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">121,812</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,755</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金負債</td> </tr> <tr> <td>未収事業税</td> <td style="text-align: right;">5,755</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,755</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産純額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> </table> <p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>税引前当期純損失のため記載しておりません。</p>	繰延税金資産	(千円)	減価償却費	2,239	出資金評価損	3,784	繰越欠損金	116,852	その他	4,691	繰延税金資産小計	127,567	評価性引当額	121,812	繰延税金資産合計	5,755	繰延税金負債		未収事業税	5,755	繰延税金負債合計	5,755	繰延税金資産純額	-	<p>1 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">8,927</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">55,809</td> </tr> <tr> <td>未払社会保険料</td> <td style="text-align: right;">7,200</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">2,284</td> </tr> <tr> <td>新株予約権</td> <td style="text-align: right;">3,590</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">3,435</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">81,248</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">81,248</td> </tr> </table> <p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：%)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.69</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">2.52</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割等</td> <td style="text-align: right;">3.90</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td> <td style="text-align: right;">60.31</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.01</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">13.19</td> </tr> </table>	繰延税金資産	(千円)	未払事業税	8,927	賞与引当金	55,809	未払社会保険料	7,200	減価償却費	2,284	新株予約権	3,590	その他	3,435	繰延税金資産小計	81,248	評価性引当額	-	繰延税金資産合計	81,248	法定実効税率	40.69	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	2.52	住民税均等割等	3.90	評価性引当額の増減	60.31	その他	0.01	税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.19
繰延税金資産	(千円)																																																										
減価償却費	2,239																																																										
出資金評価損	3,784																																																										
繰越欠損金	116,852																																																										
その他	4,691																																																										
繰延税金資産小計	127,567																																																										
評価性引当額	121,812																																																										
繰延税金資産合計	5,755																																																										
繰延税金負債																																																											
未収事業税	5,755																																																										
繰延税金負債合計	5,755																																																										
繰延税金資産純額	-																																																										
繰延税金資産	(千円)																																																										
未払事業税	8,927																																																										
賞与引当金	55,809																																																										
未払社会保険料	7,200																																																										
減価償却費	2,284																																																										
新株予約権	3,590																																																										
その他	3,435																																																										
繰延税金資産小計	81,248																																																										
評価性引当額	-																																																										
繰延税金資産合計	81,248																																																										
法定実効税率	40.69																																																										
(調整)																																																											
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.52																																																										
住民税均等割等	3.90																																																										
評価性引当額の増減	60.31																																																										
その他	0.01																																																										
税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.19																																																										

(持分法損益等)

前事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

当事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

項目	前事業年度 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）	当事業年度 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）
1株当たり純資産額	52,368円15銭	64,656円00銭
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（ ）	7,143円89銭	11,497円36銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	11,334円19銭

（注）1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）	当事業年度 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額		
当期純利益又は当期純損失（ ）（千円）	152,522	230,016
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失（ ）（千円）	152,522	230,016
期中平均株式数（株）	21,350	20,006
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額（千円）	-	-
普通株式増加数（株）	-	288
（うち新株予約権）	（-）	（288）
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要		平成18年3月10日臨時株主総会決議により発行した新株予約権（新株予約権の数101個）。 平成19年6月27日定時株主総会決議により発行した新株予約権（新株予約権の数12個）。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(新株予約権の発行)</p> <p>平成21年6月24日開催の第24期定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役、監査役及び従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて決議いたしました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権割当の対象者 当社の取締役、監査役及び従業員 2. 新株予約権の数 1,670個を上限とする。 3. 新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式 4. 新株予約権の目的となる株式の数 1,670株を上限とする。 5. 新株予約権の行使価額 新株予約権割当日の属する月の前月各日(取引が成立していない日を除く)におけるジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ)とする。但し、当該金額が新株予約権割当日の終値(取引が成立しない場合はその前日の終値)を下回る場合は、当該終値の価額とする。 6. 新株予約権の行使期間 新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日から3年間とする。 7. 新株予約権の行使の条件 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行することを要する。但し、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。 新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関連会社の役員または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。 当社が普通株式をジャスダック証券取引所その他これに類する国内の証券取引所に上場している場合に行使できるものとする。 新株予約権行使日の属する事業年度の前事業年度における当社の経常利益(会社法第436条第3項に基づいて取締役会の承認を受けた計算書類に基づくものとする。)が4億5千万円以上の場合に行使できるものとする。但し、6に定める期間内であっても当該経常利益が未確定の期間は行使することができない。 その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。 	<p>(株式取得による子会社化)</p> <p>当社は、平成22年4月20日開催の取締役会において、株式会社志摩電子工業の全株式を取得し、同社を子会社化することについて決議いたしました。また当該取得に伴い、志摩電子工業(香港)有限公司及びShima Electronic Industry (Malaysia) Sdn., Bhdが孫会社となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 株式取得の目的 当社は、株式会社志摩電子工業の株式を取得し、子会社化することにより、モノづくり分野で世界をリードする国内メーカーの戦略的パートナーの地歩を固め、開発、設計、実装、製造、修理、CSと全てのメーカープロセスに対してワンストップサービスを提供することとなり、モノづくりカンパニー(The UKE01)として一層の進化を遂げるものと確信いたしております。 2. 株式取得の相手先の名称 橋本 久俊 名古屋中小企業投資育成株式会社 橋本 由花 西村 章 3. 買収する会社の名称、事業内容 株式会社志摩電子工業 ・事業内容 基板実装、設計、組立事業 基板検査装置事業 電源ユニット事業 志摩電子工業(香港)有限公司 ・事業内容 基板実装事業 Shima Electronic Industry (Malaysia) Sdn., Bhd ・事業内容 基板実装事業 4. 株式取得の時期 平成22年7月1日 5. 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率 取得する株式の数 108,969株 取得価額 未定 取得後の持分比率 100% <p>(新株予約権の発行)</p> <p>平成22年6月24日開催の第25期定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員及び当社子会社または当社の関連会社の役員、従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて決議いたしました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権割当の対象者 当社の従業員及び当社子会社または当社の関連会社の役員、従業員 2. 新株予約権の数 100個を上限とする。 3. 新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>4. 新株予約権の目的となる株式の数 100株を上限とする。</p> <p>5. 新株予約権の行使価額 新株予約権割当日の属する月の前月各日（取引が成立していない日を除く）における大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とする。但し、当該金額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は、当該終値の価額とする。</p> <p>6. 新株予約権の行使期間 新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日から3年間とする。</p> <p>7. 新株予約権の行使の条件 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。但し、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。 新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関連会社の役員または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。 当社が普通株式を大阪証券取引所その他これに類する国内の証券取引所に上場している場合に行使できるものとする。 新株予約権行使日の属する事業年度の前事業年度における当社の経常利益（会社法第444条第5項に基づいて取締役会の承認を受けた計算書類に基づくものとする。）が4億5千万円以上の場合に行使できるものとする。但し、6に定める期間内であっても当該経常利益が未確定の期間は行使することができない。 その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。</p>

【附属明細表】

【有価証券明細表】

投資有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	100,762	18,428	-	119,191	47,775	13,050	71,415
機械及び装置	3,610	31,688	-	35,299	8,521	7,083	26,777
車両運搬具	200	-	-	200	190	7	10
工具、器具及び備品	40,929	38,711	-	79,641	63,465	33,298	16,176
有形固定資産計	145,502	88,829	-	234,332	119,953	53,439	114,379
無形固定資産							
ソフトウェア	33,182	2,875	-	36,057	20,467	7,031	15,589
電話加入権	4,299	-	-	4,299	-	-	4,299
無形固定資産計	37,481	2,875	-	40,356	20,467	7,031	19,889
長期前払費用	11,016	3,631	6,121	8,526	5,611	4,138	2,914
繰延資産							
-	-	-	-	-	-	-	-
繰延資産計	-	-	-	-	-	-	-

(注) 当期増加額の主な内容は、次のとおりであります。

建物	(EMSテクニカルセンター 電気設備改修工事)	6,859千円
機械及び装置	(EMSテクニカルセンター リワーク装置)	11,100千円
機械及び装置	(岩手テック リワーク装置)	11,100千円
工具、器具及び備品	(岩手テック 金型)	30,000千円
ソフトウェア	(タイムレコーダーカスタマイズ)	2,500千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	900,000	650,000	0.768	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	-	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	-	-	-	-
合計	900,000	650,000	-	-

(注)「平均利率」については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,428	1,634	-	1,428	1,634
賞与引当金	-	137,157	-	-	137,157

(注)貸倒引当金の当期減少額のその他は洗替によるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

資産の部

a 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	529
預金	
普通預金	901,890
計	901,890
合計	902,419

b 売掛金

イ 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
タイコエレクトロニクスレイケム株式会社	229,776
シャープドキュメントシステム株式会社	135,579
株式会社 I H I	104,778
株式会社 ソニーコンピュータエンタテインメント	86,885
日本テキサス・インスツルメンツ株式会社	78,925
その他	995,620
計	1,631,564

ロ 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日) (A) + (D)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	2 (B) 365
1,391,509	11,785,482	11,545,427	1,631,564	87.6	47

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記金額には消費税等が含まれております。

c 仕掛品

品名	金額(千円)
(EMSテクニカルセンター)ゲーム機器、情報機器端末の検査 修理	7,502
(岩手テック)ホームエンタテインメント機器 修理	4,196
その他	646
計	12,345

d 貯蔵品

品名	金額(千円)
作業着	5,970
家電、AV修理用部品材料費 (さいたまテック)	522
切手、収入印紙他	190
会社案内	67
計	6,750

負債の部

a 未払金

区分	金額(千円)
給与	569,770
ブリヂストン化成成品株式会社	33,499
株式会社 I H I	20,315
株式会社 ワールドインテック	13,113
株式会社 ヨコオ通信機材	7,793
その他	88,642
計	733,135

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報

	第1四半期 自平成21年4月1日 至平成21年6月30日	第2四半期 自平成21年7月1日 至平成21年9月30日	第3四半期 自平成21年10月1日 至平成21年12月31日	第4四半期 自平成22年1月1日 至平成22年3月31日
売上高(千円)	2,527,525	2,757,144	2,946,379	2,993,220
税引前四半期純利益金額 又は税引前四半期純 損失金額() (千円)	93,214	114,557	79,566	102,304
四半期純利益金額又は 四半期純損失金額 ()(千円)	95,636	112,721	77,581	135,350
1株当たり四半期純利 益金額又は1株当たり 四半期純損失金額 ()(円)	4,765.17	5,625.37	3,877.32	6,799.83

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から 3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	
公告掲載方法	電子公告とし、次の当社ホームページアドレスに掲載します。 (http://www.n-ms.co.jp/) 但し、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第24期）（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）平成21年6月24日 関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成21年6月24日 関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第25期第1四半期）（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）平成21年8月7日 関東財務局長に提出

（第25期第2四半期）（自平成21年7月1日至平成21年9月30日）平成21年11月13日 関東財務局長に提出

（第25期第3四半期）（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）平成22年2月12日 関東財務局長に提出

(4) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自平成21年3月1日至平成21年3月31日）平成21年4月3日 関東財務局長に提出

報告期間（自平成21年4月1日至平成21年4月30日）平成21年5月8日 関東財務局長に提出

報告期間（自平成21年11月24日至平成21年11月30日）平成21年12月4日 関東財務局長に提出

報告期間（自平成21年12月1日至平成21年12月31日）平成22年1月7日 関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月24日

日本マニュファクチャリングサービス株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 浜村 和則 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 原田 大輔 印
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本マニュファクチャリングサービス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本マニュファクチャリングサービス株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本マニュファクチャリングサービス株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、日本マニュファクチャリングサービス株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月24日

日本マニファクチャリングサービス株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 浜村 和則 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 原田 大輔 印
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本マニファクチャリングサービス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本マニファクチャリングサービス株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成22年4月20日開催の取締役会において、株式会社志摩電子工業の全株式を取得し、同社を子会社化することについて決議している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本マニファクチャリングサービス株式会社の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、日本マニファクチャリングサービス株式会社が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。